

本章のポイント

第1節 生涯を通じた男女の健康

- 平成25年の健康寿命は、女性74.21年、男性71.19年で、22年より延伸。
- 女性のがん検診の受診率（過去2年間）は上昇傾向にあるが、平成25年において子宮がん（子宮頸がん）検診が42.1%、乳がん検診が43.4%。
- 肥満者の割合は、平成26年では男性は50歳代が最も高く34.4%。女性は年代とともに上昇。

第2節 高齡者、ひとり親の状況

- 平成27年10月1日現在、男性では人口の2割以上、女性では3割近くが65歳以上の高齡者。
- 昭和58年から平成23年にかけて、母子世帯は約1.7倍、父子世帯は約1.3倍に増加。

第1節 生涯を通じた男女の健康

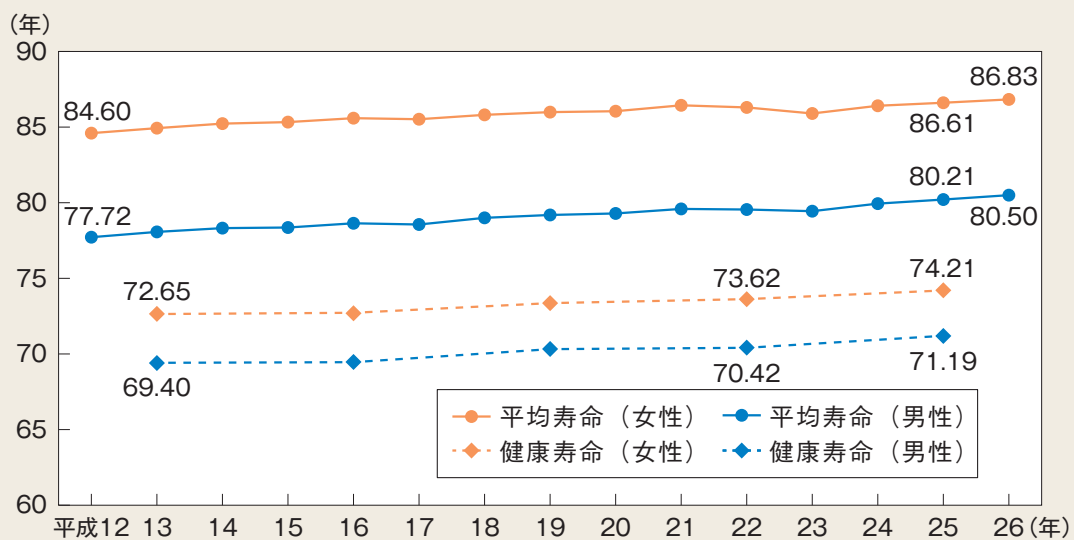
（平均寿命と健康寿命の推移）

平成26年の平均寿命は、女性は86.83年、男性は80.50年であり、前年に比べて女性が

0.22年、男性が0.29年延び、男女とも過去最高を更新している。

健康寿命について見ると、平成25年は、女性は74.21年、男性は71.19年であり、22年と比べて、3年間で女性は0.59年、男性は0.77年延びている（I-4-1図）。

I-4-1図 平均寿命と健康寿命の推移（男女別）



（備考）1. 平均寿命は、平成12年、17年及び22年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」より作成。健康寿命は、13年から22年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、25年は厚生労働省資料より作成。

2. 健康寿命は、日常生活に制限のない期間。

(健康増進に必要な適切な自己管理)

健康増進や生活習慣病予防のためには、自ら健康管理を行うことが重要である。厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成26年)によると、肥満者の割合は、男性は50歳代が34.4%と、他の年齢階級に比べて最も高くなっている。女性は、年齢とともに肥満者の割合が高くなる傾向にあり、50歳代以上では20%以上であるが、低体重(やせ)の者の割合は、20歳代が17.4%で最も高くなっている。

また、同調査によれば、運動習慣のある者の割合は、20歳以上全体では女性で25.1%、男性で31.2%と、平成25年と比べてやや低下している。年代別に見ると、65歳以上では女性で35.7%、男性で42.4%と、いずれも3割以上となっているのに比べ、20~64歳では、女性で17.5%、男性で20.9%と低くなっている。

(女性特有のがん)

女性特有のがんとして子宮がん、乳がん等があり、これらの女性の総患者数を厚生労働省「患者調査」(平成26年)で見ると、子宮がんは6.2万人、乳がんは20.6万人と、いずれ

も23年より増加した。

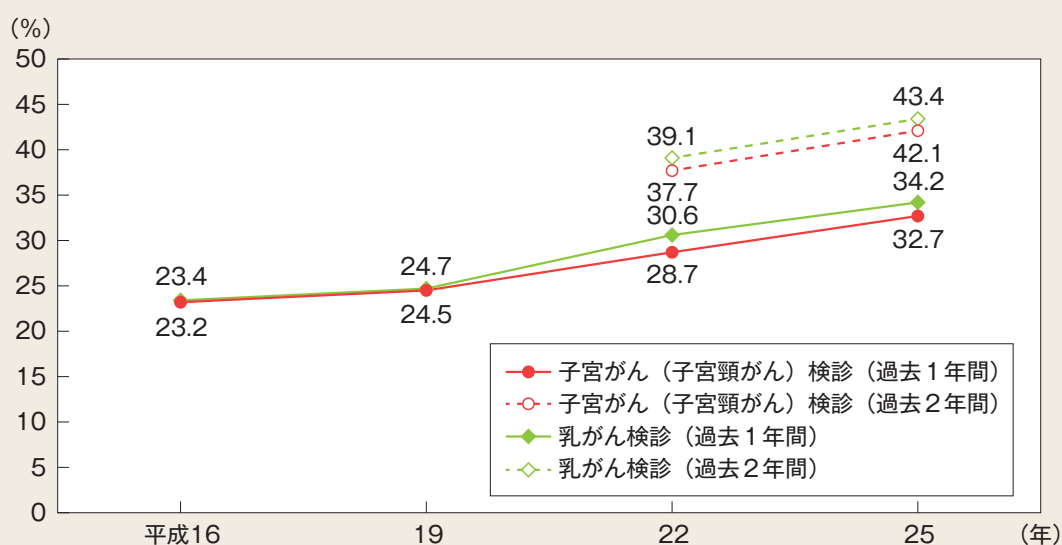
がんは早期発見が重要であるが、我が国における女性のがん検診の受診率(過去2年間)は、徐々に増加しているもののなお低く、平成25年には、子宮がん(子宮頸がん)検診(20~69歳)が42.1%、乳がん検診(40~69歳)が43.4%にとどまる(Ⅰ-4-2図)。

(人工妊娠中絶の動向)

人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率(15歳以上50歳未満女子人口千対)の長期的な推移を見ると、昭和30年から平成7年にかけて件数、実施率とも大きく減少し、その後も緩やかな減少傾向にある。年齢階級別に人工妊娠中絶実施率を見ると、昭和30年代には20歳代及び30歳代で特に高く、20歳未満は低かったが、現在は年齢階級間の差は縮小している。

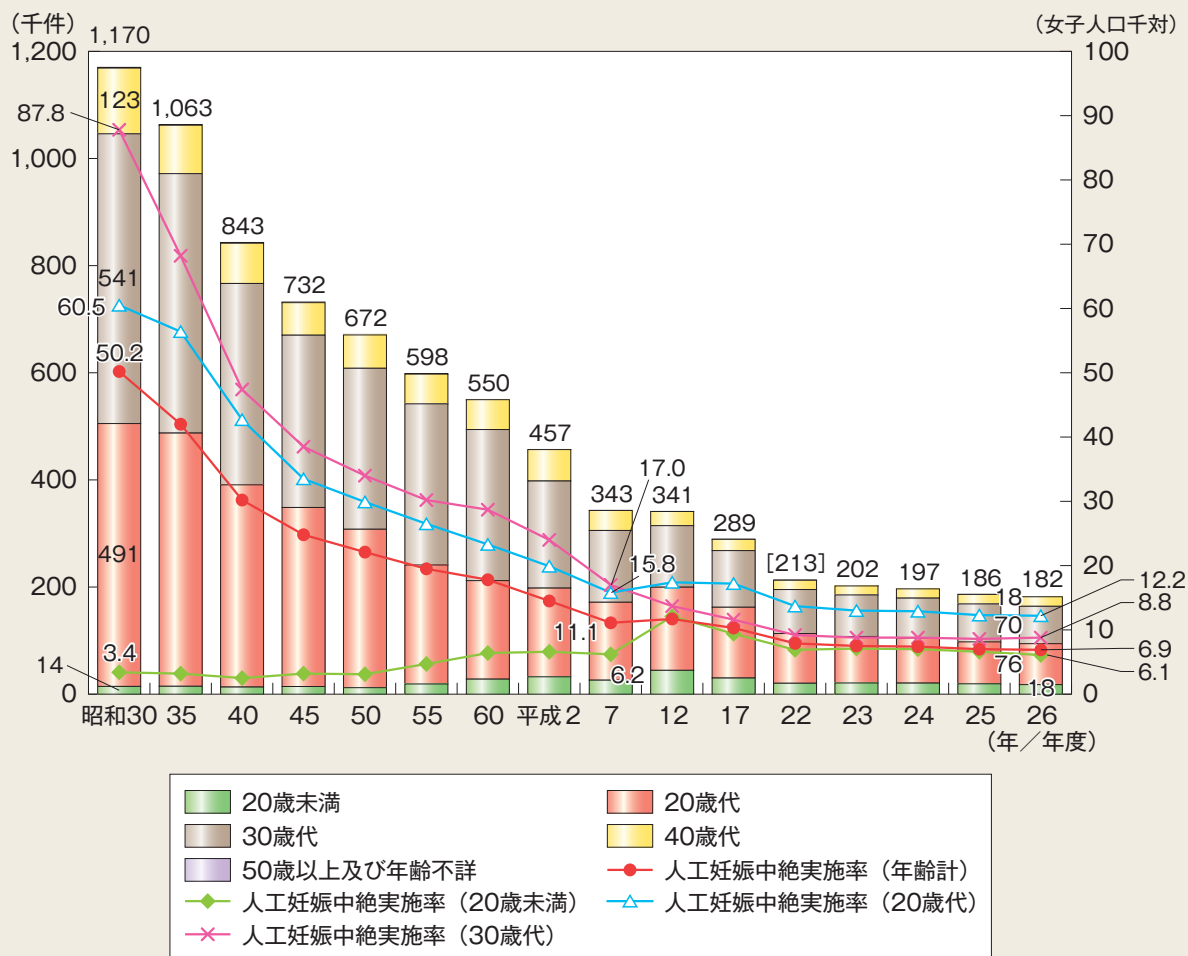
平成26年度の人工妊娠中絶実施率(年齢計)は6.9であり、年齢階級別では20歳未満が6.1、20歳代が12.2、30歳代が8.8と、20歳代が高くなっている(Ⅰ-4-3図)。

Ⅰ-4-2図 子宮がん(子宮頸がん)及び乳がん検診の受診率の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。
 2. 子宮がん検診については、平成22年までは「子宮がん検診」、25年は「子宮がん(子宮頸がん)検診」として調査。
 3. 受診率は、「検診受診者数」/「対象年齢の世帯人員数(入院者除く。)×100により算出。なお、対象年齢は、「子宮がん(子宮頸がん)検診」が20~69歳、「乳がん検診」が40~69歳。

I - 4 - 3 図 年齢階級別人工妊娠中絶件数及び実施率の推移



(備考) 1. 人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率(年齢計及び20歳未満)は、平成12年までは厚生省「母体保護統計報告」、17年度からは厚生労働省「衛生行政報告例」より作成。12年までは暦年の値、17年以降は年度値。
 2. 人工妊娠中絶実施率(20歳代及び30歳代)の算出に用いた女子人口は、平成22年までは総務省「国勢調査」、23年以降は総務省「人口推計」による。いずれも各年10月1日現在の値。
 3. 人工妊娠中絶実施率は、「当該年齢階級の人工妊娠中絶件数」/「当該年齢階級の女子人口」×1,000。ただし、人工妊娠中絶実施率(年齢計)は、「人工妊娠中絶件数(15歳未満を含め50歳以上を除く。)/「女子人口(15~49歳)」×1,000。
 4. 平成22年度値([]表示)は、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村を除く。

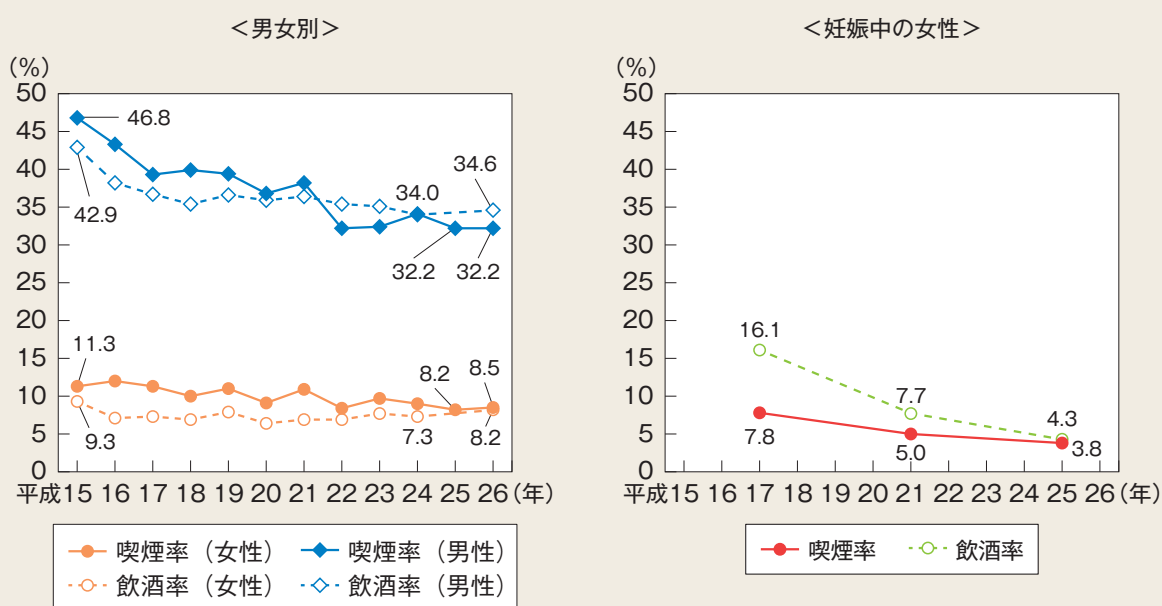
(喫煙率及び飲酒率の動向)

平成15年から26年にかけての喫煙率の推移を男女別に見ると、男性は46.8%から32.2%まで低下したが、依然として3割を超えているのに対し、女性は11.3%から8.5%まで低下し、22年以降は1割を下回っている。同期間における飲酒率の推移については、男性は

42.9%から34.6%まで8%ポイント以上低下しているが、女性はほぼ横ばいとなっている。

平成17年から25年にかけての妊娠中の女性の喫煙率及び飲酒率の推移を見ると、喫煙率は7.8%から3.8%へと低下し、飲酒率は16.1%から4.3%へと顕著に低下している(I-4-4図)。

I-4-4 図 喫煙率及び飲酒率の推移（男女別、妊娠中の女性）



- (備考) 1. 喫煙率及び飲酒率（男女別）は、厚生労働省「国民健康・栄養調査」より作成。妊娠中の女性の喫煙率及び飲酒率は、「厚生労働科学研究『健やか親子21』に係る研究（山縣然太郎班）」より作成。
2. 喫煙率（男女別）は、たばこを「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」とする者の割合。飲酒率（男女別）は、週3日以上、清酒に換算し1日1合以上飲酒する者の割合。
3. 妊娠中の女性の喫煙率は、妊娠中に1日に1～2本以上喫煙していた者の割合。同飲酒率は、妊娠中に1回以上飲酒した者の割合。
4. 喫煙率及び飲酒率（男女別）の平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県の全域を除く値。24年値は、東日本大震災の影響等により調査実施が不可能な地区について代替調査区を再抽出して実施した値。飲酒率については、25年は調査未実施。

第2節 高齢者、ひとり親の状況

(高齢化の現状)

平成27年10月1日現在、日本の総人口に占める65歳以上人口割合（高齢化率）は26.7%に達し、男性では人口の2割以上（23.7%）、女性では3割近く（29.5%）が65歳以上となっている。また、65歳以上人口の6割近く（56.7%）を女性が占めている（I-4-5図）。

(高齢男女の就業)

総務省「労働力調査（基本集計）」により、年齢5歳階級刻みで平成17年から27年にかけての就業率の変化を見ると、55歳から69歳までの高齢男女の就業率は、男女とも各年齢階級で上昇している。特に27年の60～64歳の就業率は、女性（49.4%）が17年から10.4%ポイント増、男性（75.5%）も同9.6%ポイント

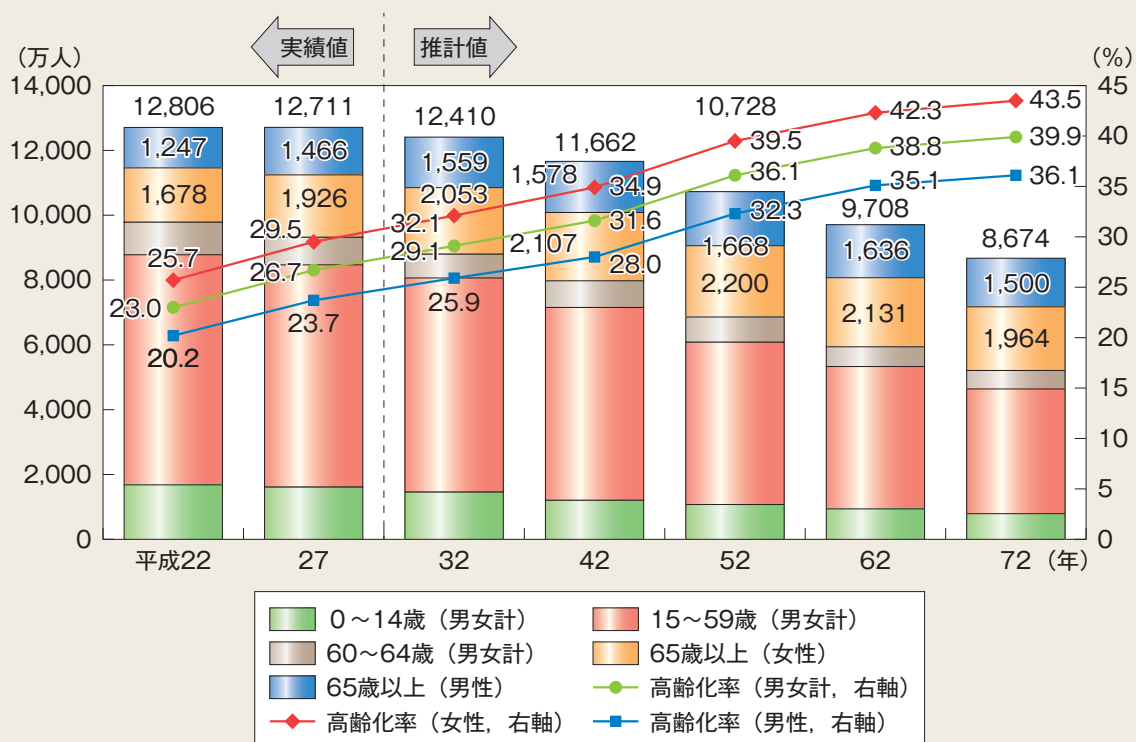
増と、15歳以上の各年齢階級の中で最も上昇幅が大きい。

また、65歳以上の雇用者については、平成27年には男女とも7割以上が非正規雇用であり、女性については55～64歳も67.4%が非正規雇用となっている（I-2-4図参照）。

(ひとり親世帯の状況)

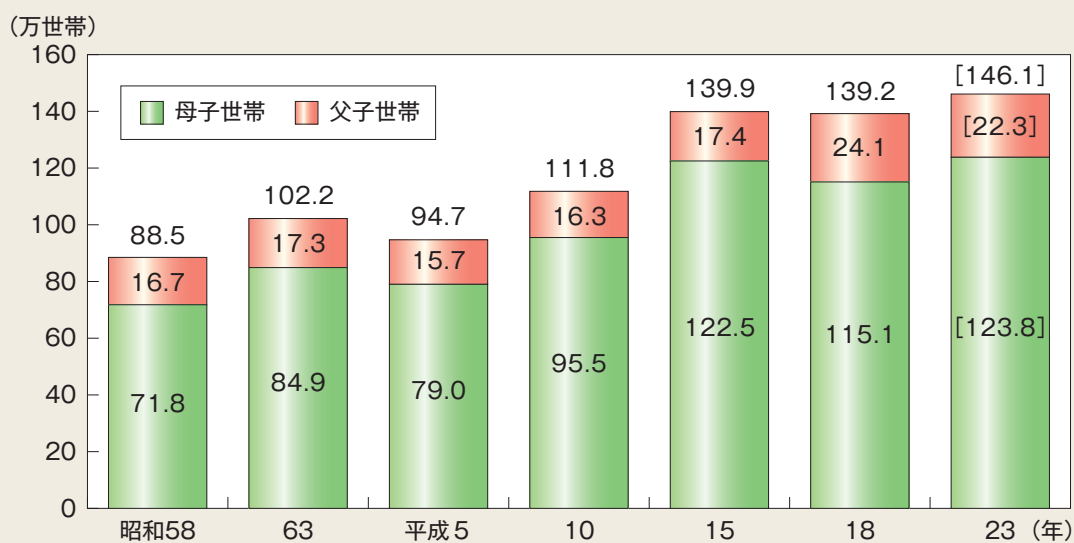
ひとり親世帯は増加する傾向にあり、昭和58年から平成23年の30年間で、母子世帯数は約1.7倍に、父子世帯数は約1.3倍に増加した。また、ひとり親世帯の多くが母子世帯であり、昭和58年以降、母子世帯の割合が8割以上で推移している（I-4-6図）。

I-4-5 図 年齢階級別人口の変化と高齢化率の推移（男女別）



- (備考) 1. 平成22年は総務省「国勢調査」、27年は総務省「人口推計」(27年10月1日現在)及び32年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(24年1月推計)」より作成。
 2. 平成22年及び27年値は、各年10月1日現在。なお、27年値は、総務省「国勢調査(人口速報集計)」(平成27年)基準による。
 3. 平成22年の総人口は「年齢不詳」を含む。また、すべての年について、表章単位未満を四捨五入している。このため、総人口と各年齢階級別の人口の合計が一致しない場合がある。
 4. 高齢化率は、「65歳以上人口」/「総人口」×100。なお、平成22年値は、「総人口(「年齢不詳」を除く)」を分母としている。

I-4-6 図 母子世帯数及び父子世帯数の推移

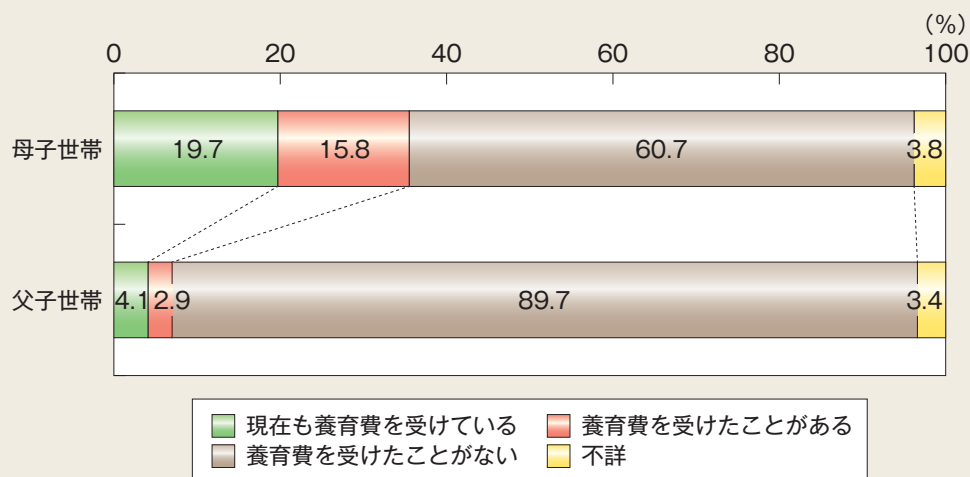


- (備考) 1. 厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成。
 2. 各年11月1日現在。
 3. 母子(父子)世帯は、父(又は母)のいない児童(満20歳未満の子供であって、未婚のもの)がその母(又は父)によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。
 4. 平成23年値([]表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

一方で、厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成25年)によると、母子世帯のうち46.5%が年間所得額200万円未満であり、49.4%が生活を「大変苦しい」と感じているなど、日々の生活に苦しむひとり親世帯が多く見られる。

ひとり親世帯の生活の安定のためには、子供の養育費の確保が重要であるが、平成23年に離婚相手から実際に養育費を受け取っているのは、母子世帯で19.7%、父子世帯で4.1%にとどまっている(I-4-7図)。

I-4-7図 母子世帯及び父子世帯における養育費の受給状況(平成23年)



- (備考) 1. 厚生労働省「全国母子世帯等調査」(平成23年度)より作成。
 2. 平成23年11月1日現在。
 3. 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

本章のポイント

第1節 配偶者等からの暴力の実態

- これまでに配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫又は性的強要のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」とする者の割合は、女性の9.7%、男性の3.5%（平成26年調査）。
- 配偶者暴力相談支援センターは、平成28年3月現在、全国262か所。配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加し、26年度の相談件数は10万2,963件。
- 配偶者暴力防止法に基づき発令される保護命令件数は、年間3,000件前後。

第2節 ストーカー行為、性犯罪、子供に対する性的暴力、売買春、人身取引の実態

- 平成27年のストーカー事案の相談等件数は2万1,968件、検挙件数は2,415件。
- これまでに特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験のある女性は10.5%、男性は4.0%（平成26年調査）。
- 平成27年の強姦の認知件数は1,167件、強制わいせつの認知件数は6,755件で、いずれも前年比減少。
- これまでに異性から無理やりに性交された経験のある女性は6.5%。若年・低年齢時の被害が多い（平成26年調査）。
- 平成27年の検挙件数は、児童買春事件728件、児童ポルノ事件1,938件。過去10年間で児童買春は減少傾向にあるが、児童ポルノ事件は増加。また、児童虐待事件のうち性的虐待の検挙件数は117件。
- 平成27年の売春関係事犯検挙件数は986件で、前年比減少。同年における人身取引被害者総数は49人で、前年に引き続き増加。

第1節

配偶者等からの暴力の実態

(配偶者からの暴力についての被害経験)

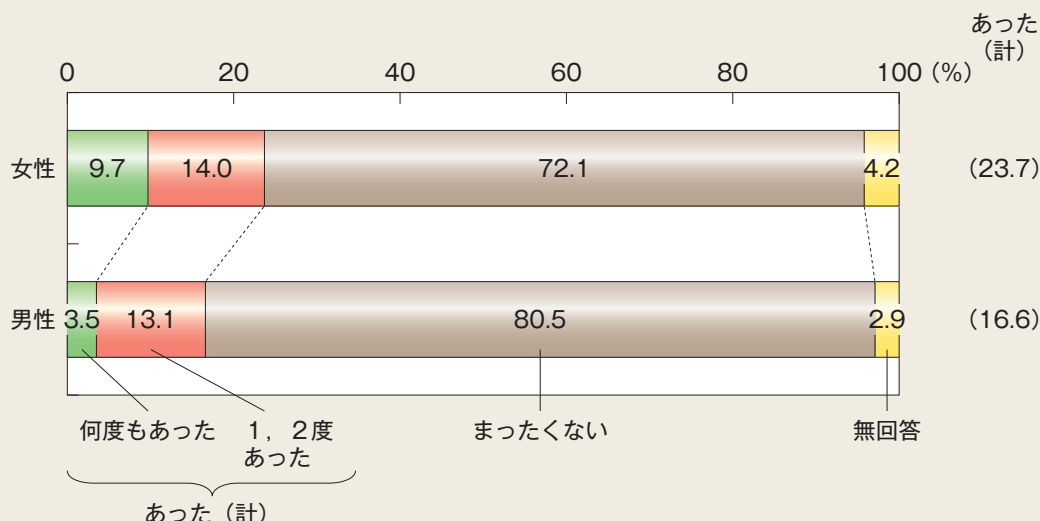
内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)によると、これまでに結婚したことのある者のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「生活費を渡さないなどの経済的圧迫」又は「性的な行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」とする者の

割合は女性9.7%、男性3.5%、「1、2度あった」とする者の割合は女性14.0%、男性13.1%となっており、1度でも受けたことがある者の割合は女性23.7%、男性16.6%となっている(Ⅰ-5-1図)。

(配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)の施行(13年10月)後、警察が把握する配偶者からの暴力事案は増加を続けている。

I-5-1 図 配偶者からの被害経験（男女別）



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。集計対象者は、女性1,401人、男性1,272人。
 3. 「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について調査。それぞれの用語の定義は以下の通り。
 「身体的暴行」：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
 「心理的攻撃」：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メール等を細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
 「経済的圧迫」：生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害された。
 「性的強要」：嫌がっているのに性的な行為を強要された、見たくないポルノ映像等を見せられた、避妊に協力しない。

警察庁「平成27年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」によると、27年の警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は6万3,141件、検挙件数は8,006件で、いずれも法施行後最多となっている。そのうち、生活の本拠を共にする交際をする関係に係る事案は、相談等件数が9,226件（前年比1,824件（24.6%）増加）、刑法等の適用による検挙件数が1,431件（前年比393件（37.9%）増加）、保護命令違反による検挙件数が7件（前年比1件（16.7%）増加）となっている。

同資料によると、平成27年の配偶者からの暴力事案等の相談等件数のうち88.0%（55,584

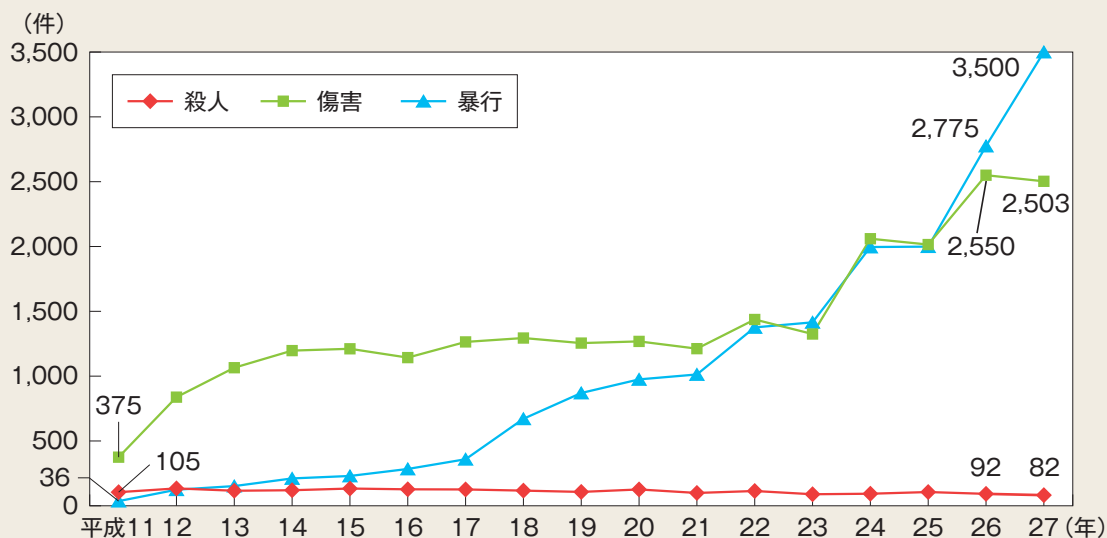
件）は女性が被害者であり、配偶者間における暴力の被害者の多くは女性となっている。また、配偶者間における犯罪のうち、女性が被害者であるものの検挙件数の推移を罪種別に見ると、27年は、傷害は2,503件と前年に比べ減少したが、暴行は3,500件と前年と比較して急増した⁵（I-5-2図）。

（配偶者からの被害経験の相談状況）

配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合について、平成14年以降の推移を見ると、女性は5割前後、男性は2割前後で推移しており、26年は女性50.3%、男性16.6%となっている（I-5-3図）。

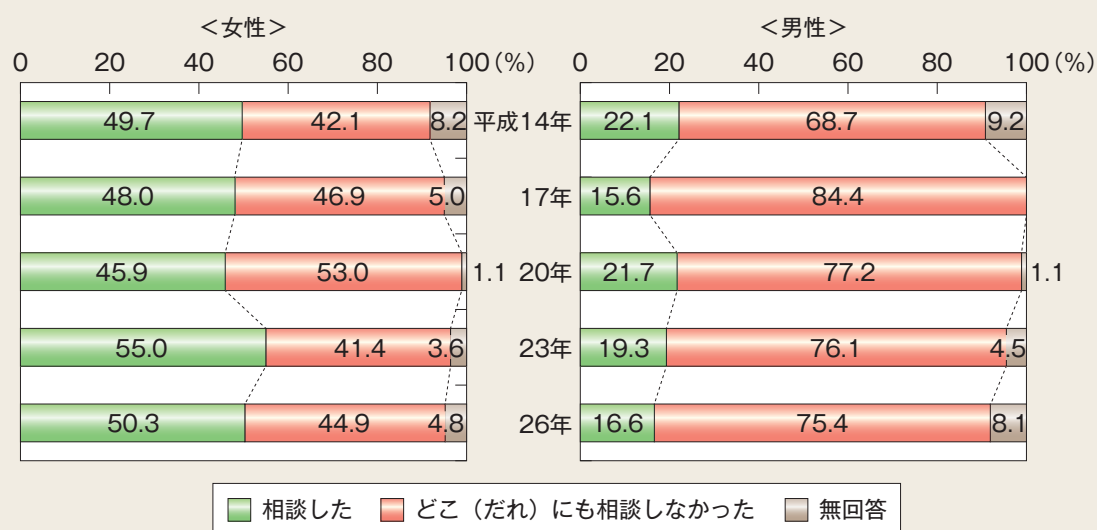
⁵ 数値については解決事件を除く。解決事件とは、刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件をいう。

I-5-2図 夫から妻への犯罪の検挙件数の推移



(備考) 警察庁資料より作成。

I-5-3図 配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合の推移



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」より作成。
 2. 全国20歳以上の男女を対象(平成14年及び17年は4,500人、20年以降は5,000人)とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。
 3. 平成14年から23年は「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「性的強要」のいずれか、26年は「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について誰かに相談した経験を調査。
 4. 平成14年及び26年は、期間を区切らずに、配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。また、17年から23年は、過去5年以内に配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。集計対象者は、14年が女性328人、男性131人、17年が女性179人、男性90人、20年が女性185人、男性92人、23年が女性169人、男性88人、26年が女性332人、男性211人。前項「3」と合わせて、調査年により調査方法、設問内容等が異なることから、時系列比較には注意を要する。
 5. 四捨五入により100%とならない場合がある。

(配偶者暴力相談支援センター等への相談件数等)

配偶者暴力防止法では、都道府県における配偶者暴力相談支援センターの設置は義務(市町村は努力義務)であり、同センター数は年々増加している。平成28年3月現在、全国262か所(うち市町村が設置する施設は89か所)が同センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。

また、平成26年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は10万2,963件で、年々増加している(Ⅰ-5-4図)。

(保護命令の申立て及び発令状況)

配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令又は退去命令を発する保護命令の制度を創設

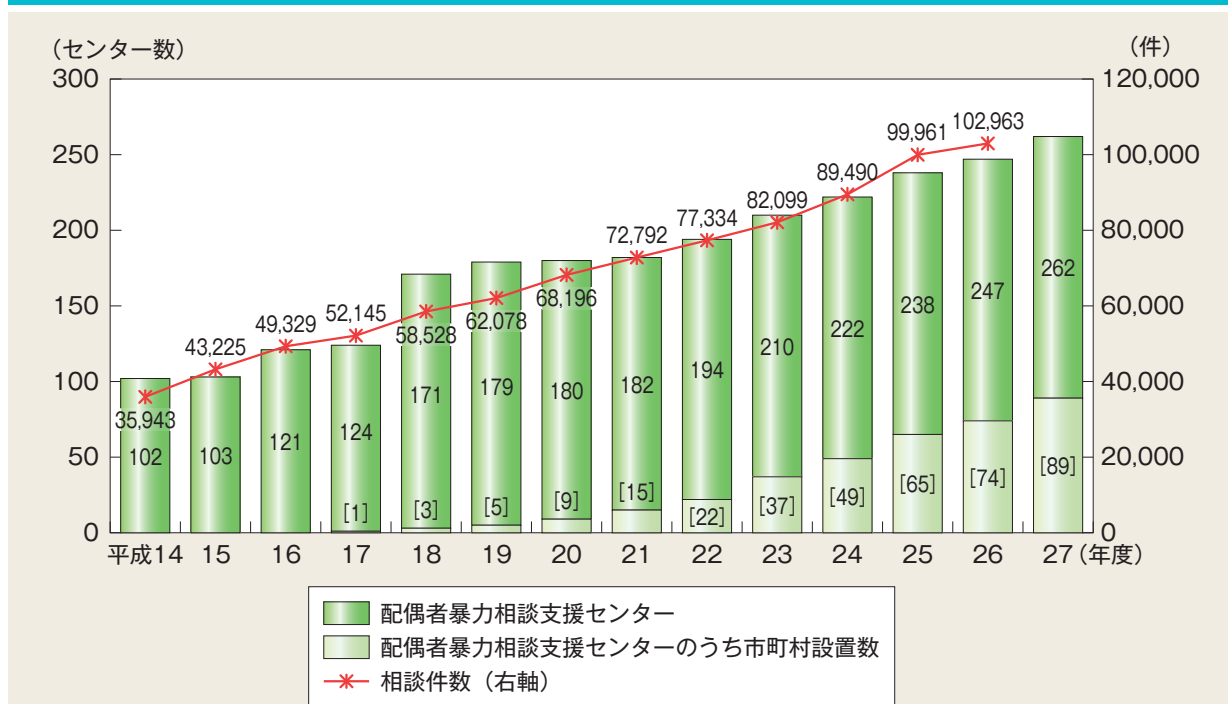
し、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

最高裁判所によると、法施行後から平成27年12月末までに終局した保護命令事件は3万8,064件であり、20年以降はおおむね年間3,000件前後で推移している。

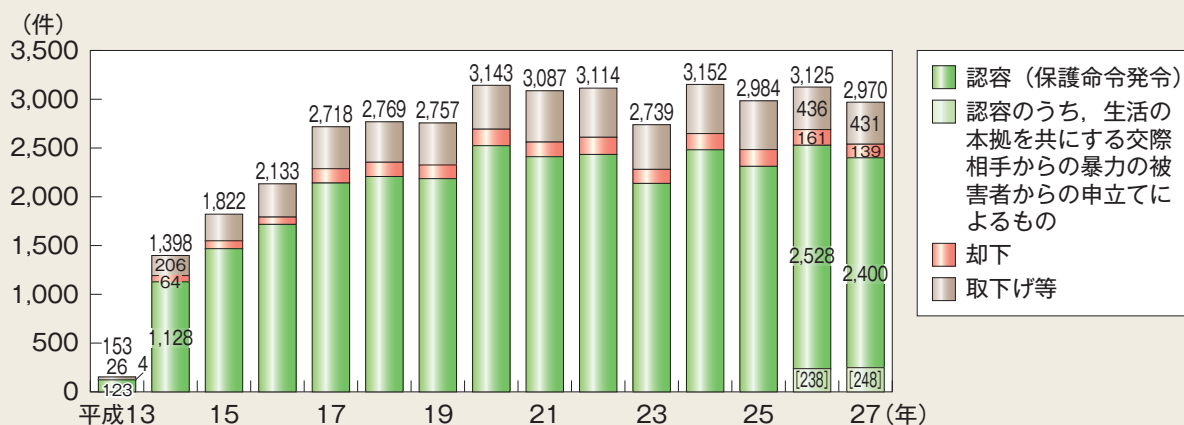
平成27年に終局した事件のうち、保護命令が発令された件数は2,400件であった。そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたものは26.3%、「子」への接近禁止命令のみが発令されたものは40.5%、「子」と「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたものは21.3%となっている(Ⅰ-5-5図)。

また、平成27年に終局した事件のうち、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者からの申立てにより保護命令が発令された件数は、248件となっている。

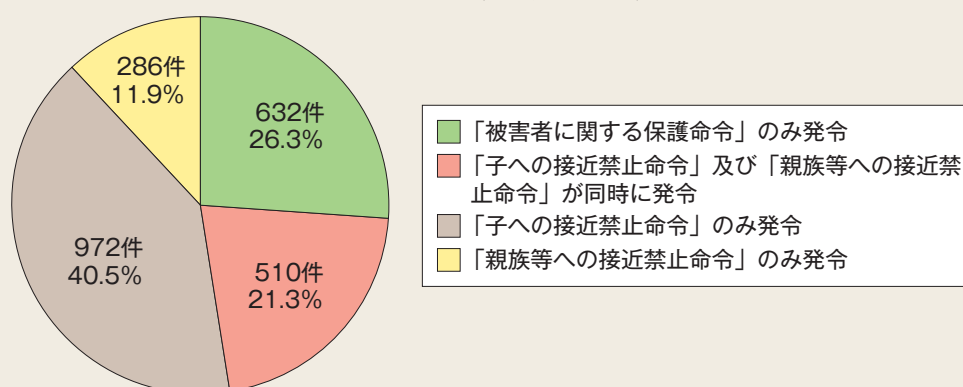
Ⅰ-5-4図 配偶者暴力相談支援センター数及び相談件数の推移



(備考) 1. 内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等より作成。
 2. 平成19年7月に配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)が改正され、20年1月から市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。
 3. 各年度末現在の値。



<平成27年における認容 (保護命令発令) 件数の内訳>



- (備考) 1. 最高裁判所資料より作成。
 2. 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
 3. 配偶者暴力防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される。さらに、26年1月より、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となった。
 4. 平成13年値は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数。
 5. 平成27年値は、速報値。

第2節

ストーカー行為, 性犯罪, 子供に対する性的暴力, 売買春, 人身取引の実態

(ストーカー事案の相談等の状況)

平成27年のストーカー事案の相談等件数は2万1,968件で、前年に比べ855件(3.7%)減少したものの、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)の施行後から23年までに比べ、24年以降は高水準で推移している(I-5-6図)。また、警察庁「平成27年におけるストーカー事案及び配偶者から

の暴力事案等の対応状況について」によると、被害者の89.3%が女性で、加害者の85.7%が男性となっている。

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)において、これまでにある特定の異性から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メール等の被害経験を聞いたところ、1人以上の者から被害を受けたことがある者の割合が、女性10.5%、男性4.0%となっている(I-5-7図)。

同調査によると、被害の相談先として、女性は「友人・知人に相談した」が54.2%で最

も多いが、男性は「どこ（だれ）にも相談しなかった」が57.1%で最も多い。

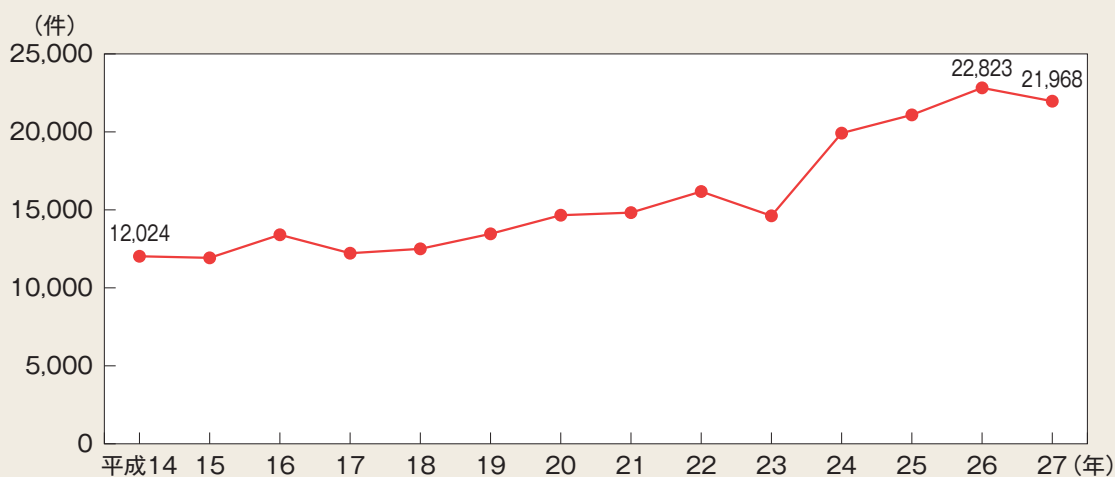
（ストーカー事案に対する対応状況）

警察庁「平成27年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」によると、平成27年のストーカー事案における検挙件数は2,415件で、そのうち刑法等の適用による検挙が1,872件、ストーカー規制法違反による検挙が677件である。また、ストーカー規制法に基づく警告は3,375件で、

前年に比べ204件（6.4%）増加している。警告に従わない者に対する禁止命令等は145件発令されている。

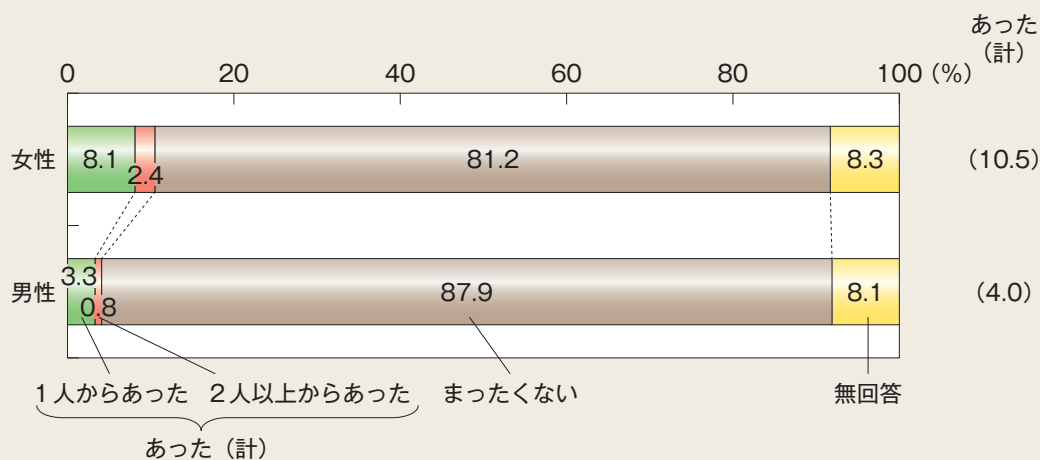
また、平成27年に、ストーカー規制法に基づき、警察本部長等が援助を求められた件数は8,139件で、前年に比べ490件（6.4%）増加している。援助の内容（複数計上）としては、被害を自ら防止するための措置の教示が2,013件（前年比21件減少）、防犯ブザー等の被害防止品の教示又は貸出しが606件（同163件減少）となっている。

I-5-6 図 ストーカー事案の相談等件数の推移



（備考）警察庁「平成27年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」より作成。

I-5-7 図 特定の異性からの執拗なつきまとい等の被害経験（男女別）



- （備考）
1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成26年）より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。集計対象者は、女性1,811人、男性1,733人。
 3. 「特定の異性からの執拗なつきまとい等」は、ある特定の異性から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メール等の被害のいずれかとして聴取。

(強姦・強制わいせつの認知件数)

強姦及び強制わいせつの認知件数は、いずれも平成16年以降減少傾向にあり、27年は強姦1,167件（前年比83件減少）、強制わいせつ6,755件（同645件減少）となっている（I-5-8図）。

(異性から無理やりに性交された経験)

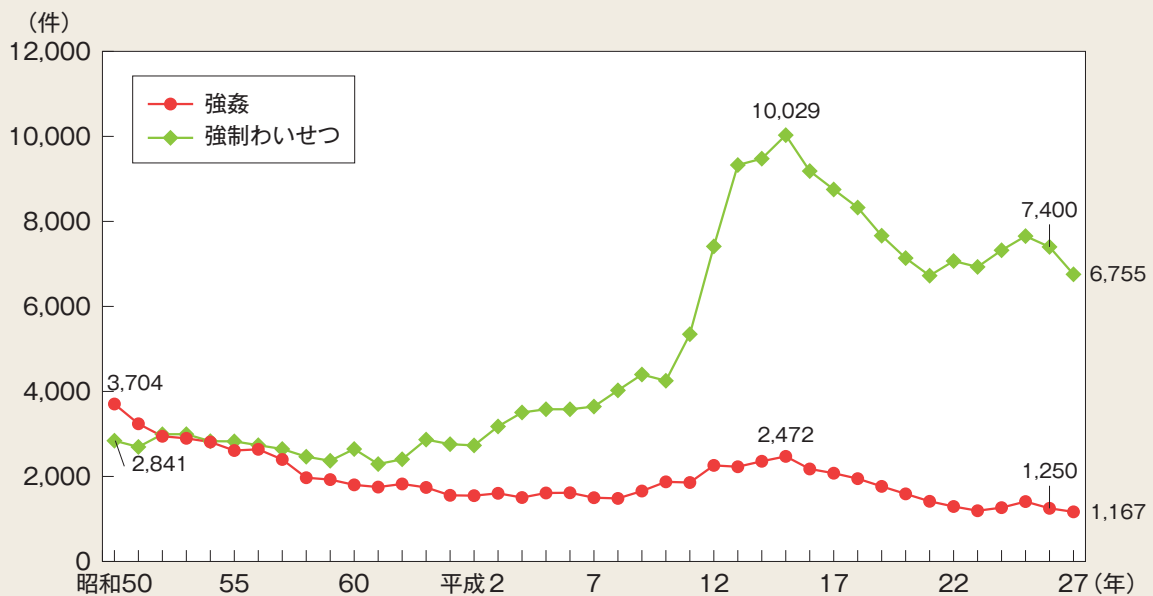
内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成26年）において、女性に、これまでに異性から無理やりに性交された経験を聞いた

ところ、1回以上の被害経験がある女性は6.5%となっている。

被害にあった時期について平成20年から26年までの変化を見ると、「中学卒業から19歳まで」及び「20歳代」が増加し、その他の年代は減少している。26年は、被害にあった時期が「20歳代」とする者が49.6%と、ほぼ半数を占める（I-5-9図）。

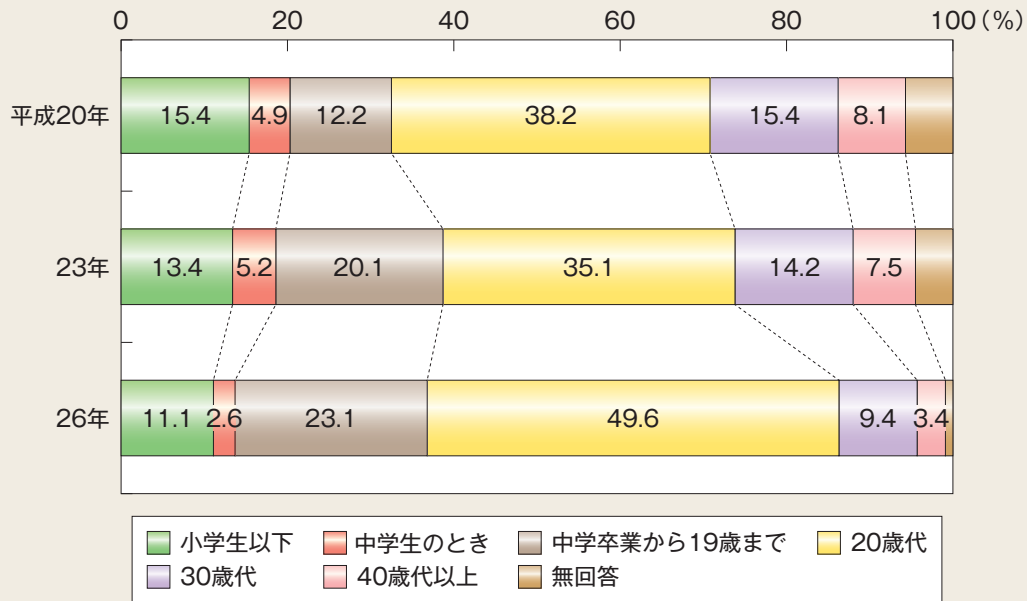
同調査によると、被害経験がある女性のうち、被害について「どこ（だれ）にも相談しなかった」者は67.5%となっている。

I-5-8図 強姦・強制わいせつ認知件数の推移



(備考) 警察庁「犯罪統計」より作成。

I-5-9 図 異性から無理やり性交された被害にあった時期の推移（女性）



(備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査。本設問は、異性から無理やり性交されたことがある女性が回答。集計対象者は、平成20年が123人、23年が134人、26年が117人。
 3. 「小学生以下」:「小学校入学前」及び「小学生のとき」の合計。
 「40歳代以上」:「40歳代」及び「50歳代以上」の合計。

(子供に対する性的暴力の検挙件数)

平成27年の児童買春事件の検挙件数は728件、児童ポルノ事件の検挙件数は1,938件であり、過去10年間の推移を見ると、児童買春事件は減少傾向にある一方で、児童ポルノ事件は増加傾向にある（I-5-10図）。また、児童虐待のうち性的虐待の検挙件数は117件（前年比33件減少）となっている。

(売春関係事犯検挙件数)

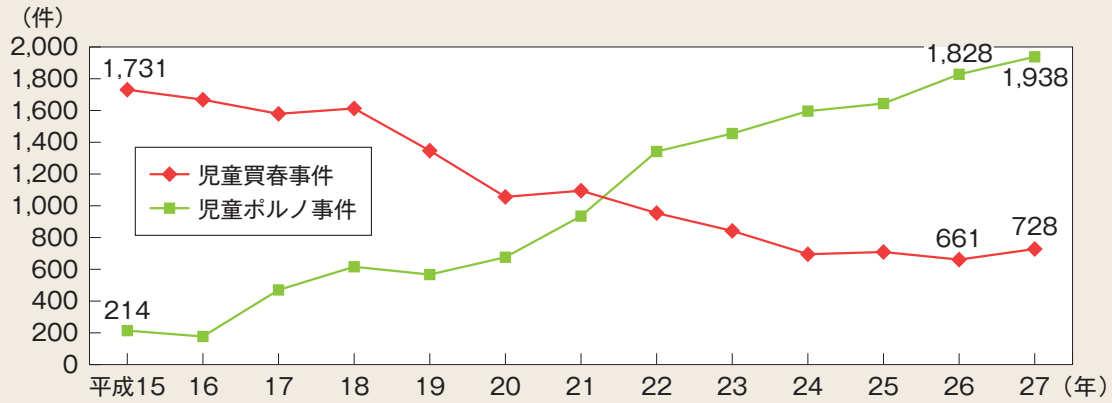
平成27年の売春関係事犯検挙件数は986件となり、前年と比べ減少した。また、要保護女子総数は602人で前年に比べ減少し、そのうち未成年者が占める割合も32.6%で、前年

に比べ5.0%ポイント低下している（I-5-11図）。

(人身取引事犯検挙件数等)

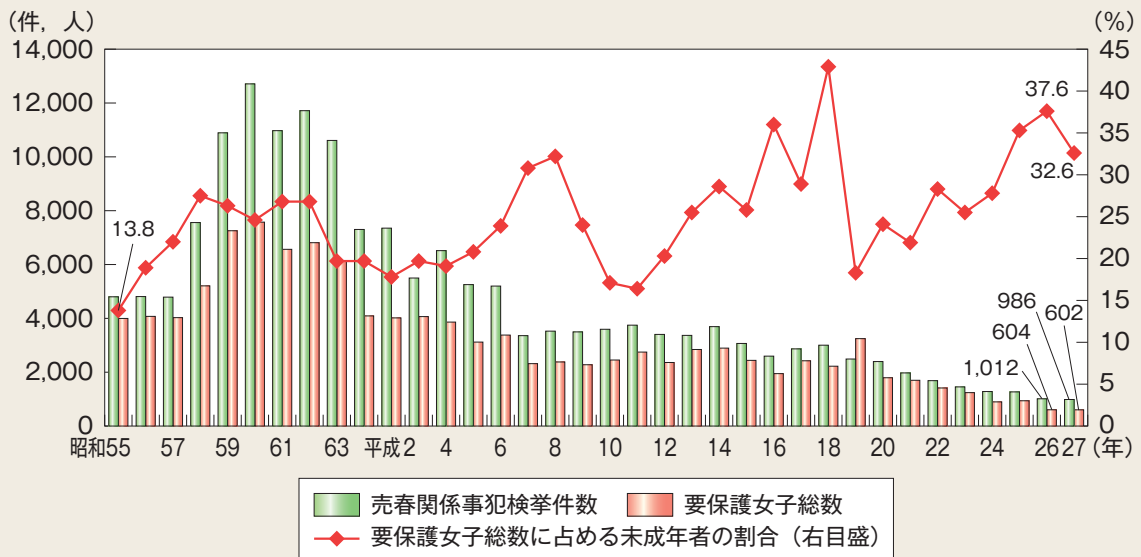
平成27年における人身取引事犯の検挙件数は44件、検挙人員は42人であり、検挙人員のうちブローカーが7人となっている。また、警察において確認した被害者総数は、17年（117人）をピークに減少傾向にあったが、27年は49人と、前年に引き続き増加している（I-5-12図）。被害者の国籍は、フィリピンが28人で最も多く、次いで日本が13人となっている。

I-5-10図 児童買春及び児童ポルノ事件の検挙件数の推移



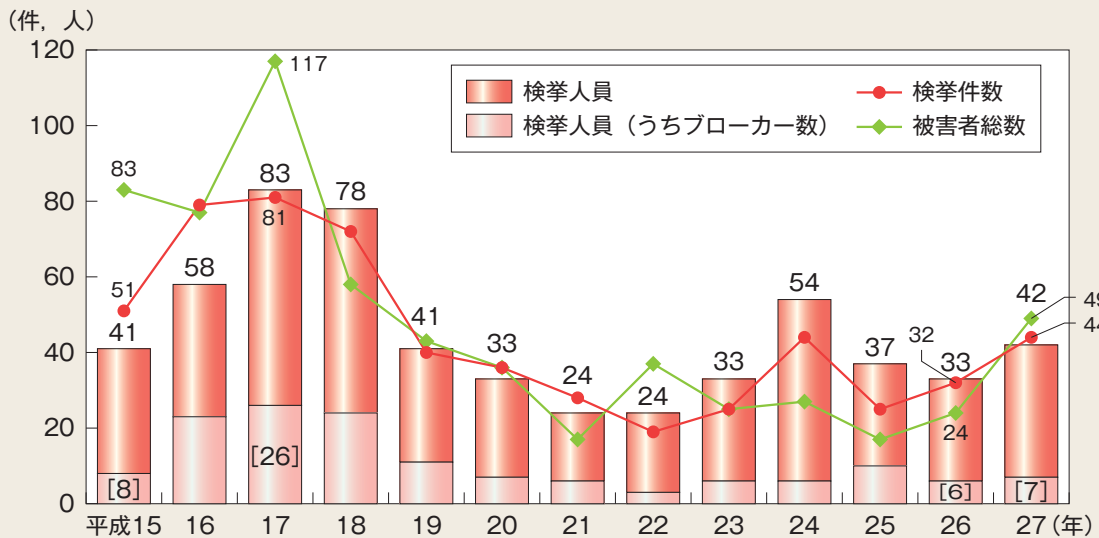
(備考) 警察庁「児童虐待及び福祉犯の検挙状況」より作成。

I-5-11図 売春関係事犯検挙件数、要保護女子総数及び未成年者の割合の推移



(備考) 警察庁資料より作成。

I-5-12図 人身取引事犯の検挙状況等の推移



(備考) 警察庁「平成27年中における人身取引事犯の検挙状況等について」より作成。

本章のポイント

第1節 教育をめぐる状況

- 女子の大学（学部）への進学率は増加傾向にあるが、男子より低い。
- 専門職学位課程への社会人入学者に占める女子学生の割合は、修士課程への社会人入学者に占める女子学生の割合に比べて低い。
- 教員に占める女性の割合は、教育段階が上がるほど、また上位の職になるほど低い。

第2節 研究分野における男女共同参画

- 研究者に占める女性の割合は緩やかな上昇傾向にあるが、平成27年3月現在で14.7%と、諸外国と比べて低い。
- 研究者の所属機関や専攻分野には、男女で偏りが見られる。

第1節 教育をめぐる状況

（女子の大学進学率は長期的に上昇傾向）

平成27年度の学校種類別の男女の進学率を見ると、高等学校等への進学率は、女子97.0%、男子96.2%と、女子の方が若干高くなっている。大学（学部）への進学率は、女子47.4%、男子55.4%と男子の方が8%ポイント高い。女子は全体の9.3%が短期大学（本科）へ進学しており、これを合わせると、女子の大学等進学率は56.6%となる。近年、大学（学部）への女子の進学率が上昇傾向にある一方で、短期大学への進学率は6年度の24.9%をピークに低下傾向にある。

大学（学部）卒業後、直ちに大学院へ進学する者の割合は、平成27年度では女子5.8%、男子14.8%となっている（I-6-1図）。

なお、文部科学省「学校基本調査」によると、平成27年度における高等教育段階の女子学生の割合は、大学（学部）44.1%、大学院（修士課程）30.4%、大学院（博士課程）33.1%となっている。

（修士課程及び専門職学位課程における社会人の学び直しの状況）

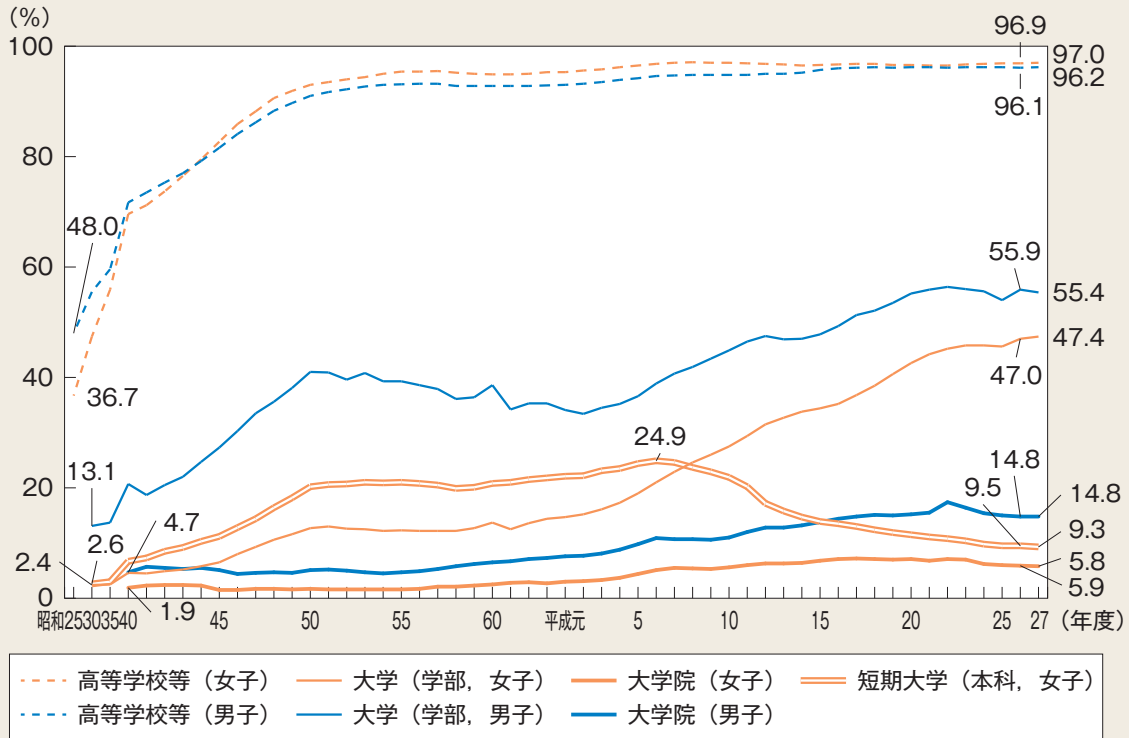
修士課程の社会人入学者に占める女子学生の割合を見ると、平成27年度は半数近い48.6%を占め、12年度からの15年間で10%ポイント以上上昇している。

一方、仕事により直結した学位と言える専門職学位課程への社会人入学者に占める女子学生の割合は、平成27年度は26.4%であり、16年度以降、おおむね横ばいとなっている（I-6-2図）。

（高等教育在学率の国際比較）

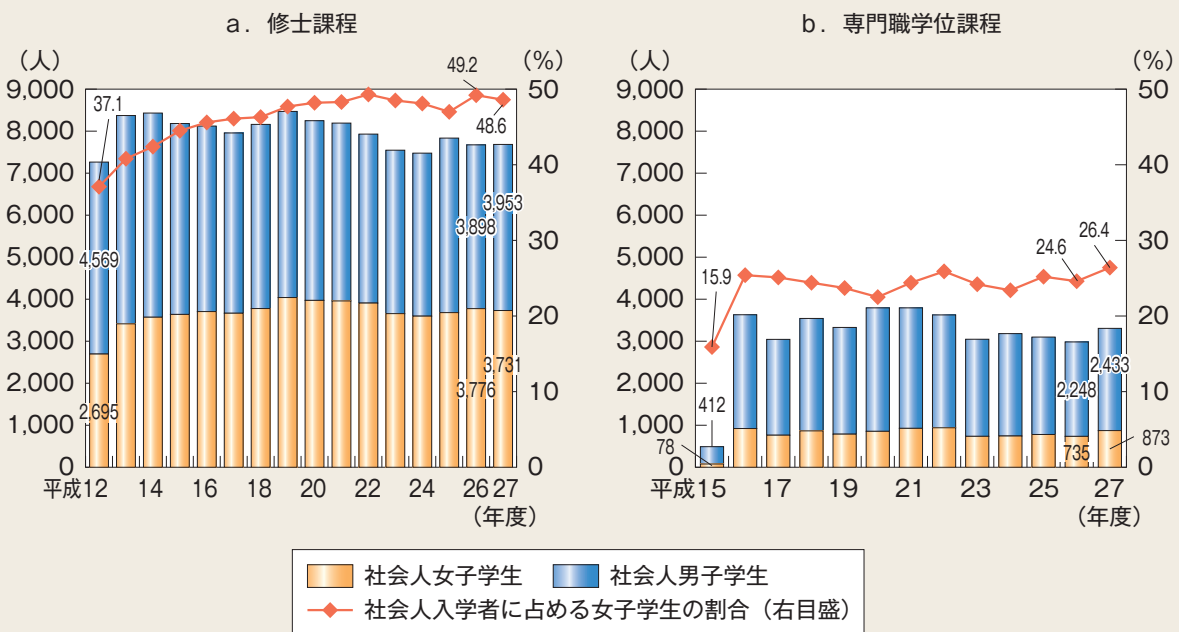
我が国の女性の高等教育在学率は、他の先進国と比較して低い水準になっている。また、多くの国では、男性より女性の在学率が高くなっているが、我が国、韓国及びドイツでは男性より女性の在学率が低くなっている（I-6-3図）。

I-6-1 図 学校種類別進学率の推移



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
 2. 高等学校等への進学率は、「高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者(就職進学した者を含み、過年度中卒者等は含まない。)」/「中学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程(本科)への進学者を含まない。
 3. 大学(学部)及び短期大学(本科)進学率は、「大学学部(短期大学本科)入学者数(過年度高卒者等を含む。)」/「3年前の中学卒業者及び中等教育学校前期課程修了者数」×100により算出。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
 4. 大学院進学率は、「大学学部卒業後直ちに大学院に進学した者の数」/「大学学部卒業者数」×100により算出(医学部、歯学部は博士課程への進学者。)。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

I-6-2 図 社会人大学院入学者数(男女別)及び女子学生の割合の推移



(備考) 文部科学省「学校基本調査」より作成。

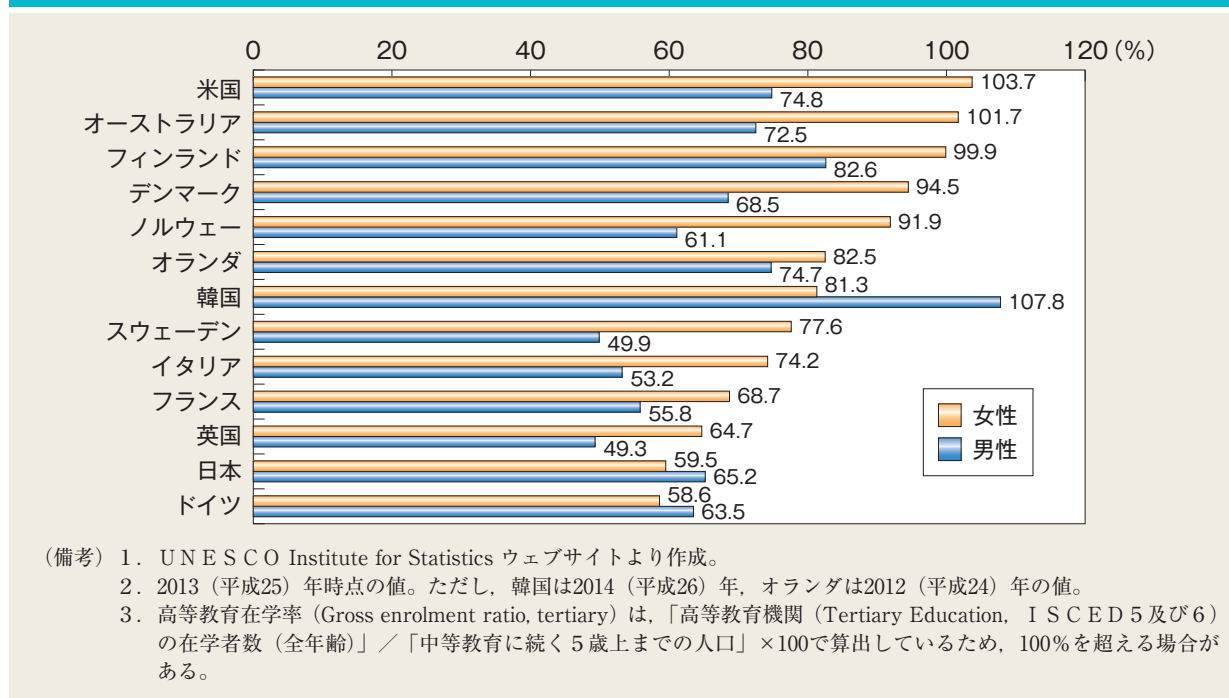
(専攻分野別に見た男女の偏り)

平成27年度における専攻分野計での大学(学部)及び大学院(修士課程)における女子学生の割合は、それぞれ44.1%、30.4%となっている。専攻分野別に見ると、人文科学、薬学・看護学等及び教育等では女子学生の割合が高い一方、理学及び工学分野等では女子

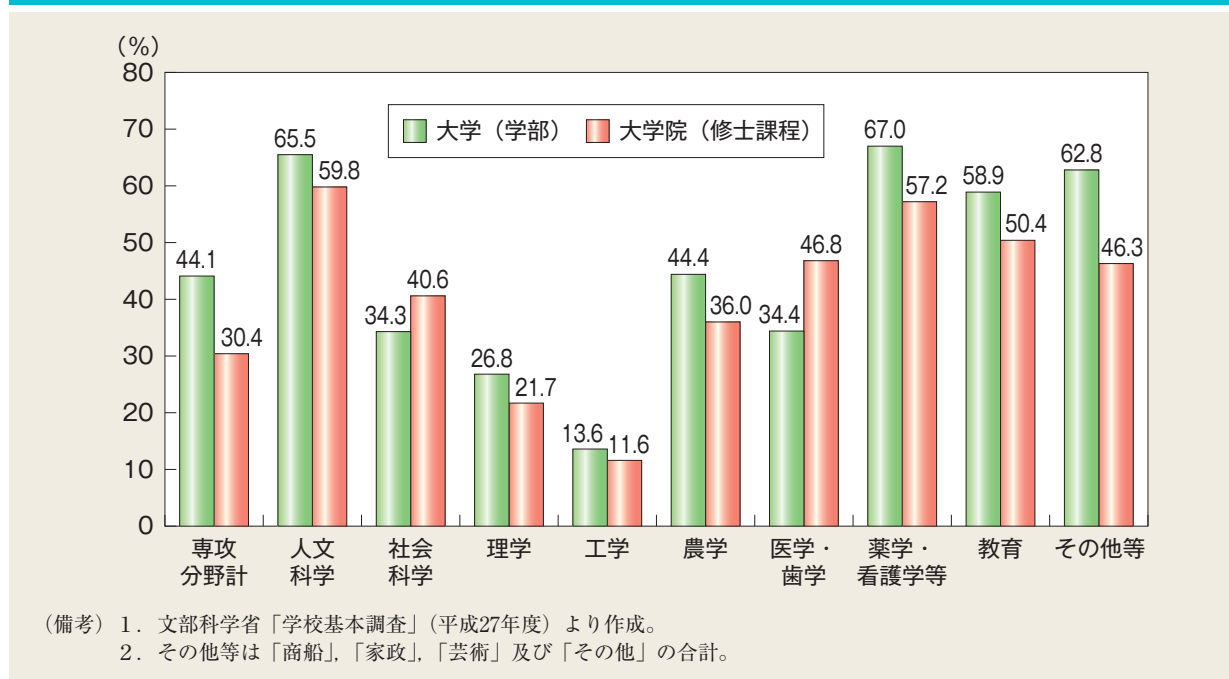
学生の割合が低く、専攻分野によって男女の偏りが見られる(I-6-4図)。

なお、文部科学省「学校基本調査」(平成27年度)によると、博士課程では、人文科学や教育分野を専攻する学生に占める女子学生の割合が高い。また、法科大学院では28.5%が女子学生となっている。

I-6-3図 高等教育在学率の国際比較



I-6-4図 大学(学部)及び大学院(修士課程)学生に占める女子学生の割合の推移(専攻分野別,平成27年度)



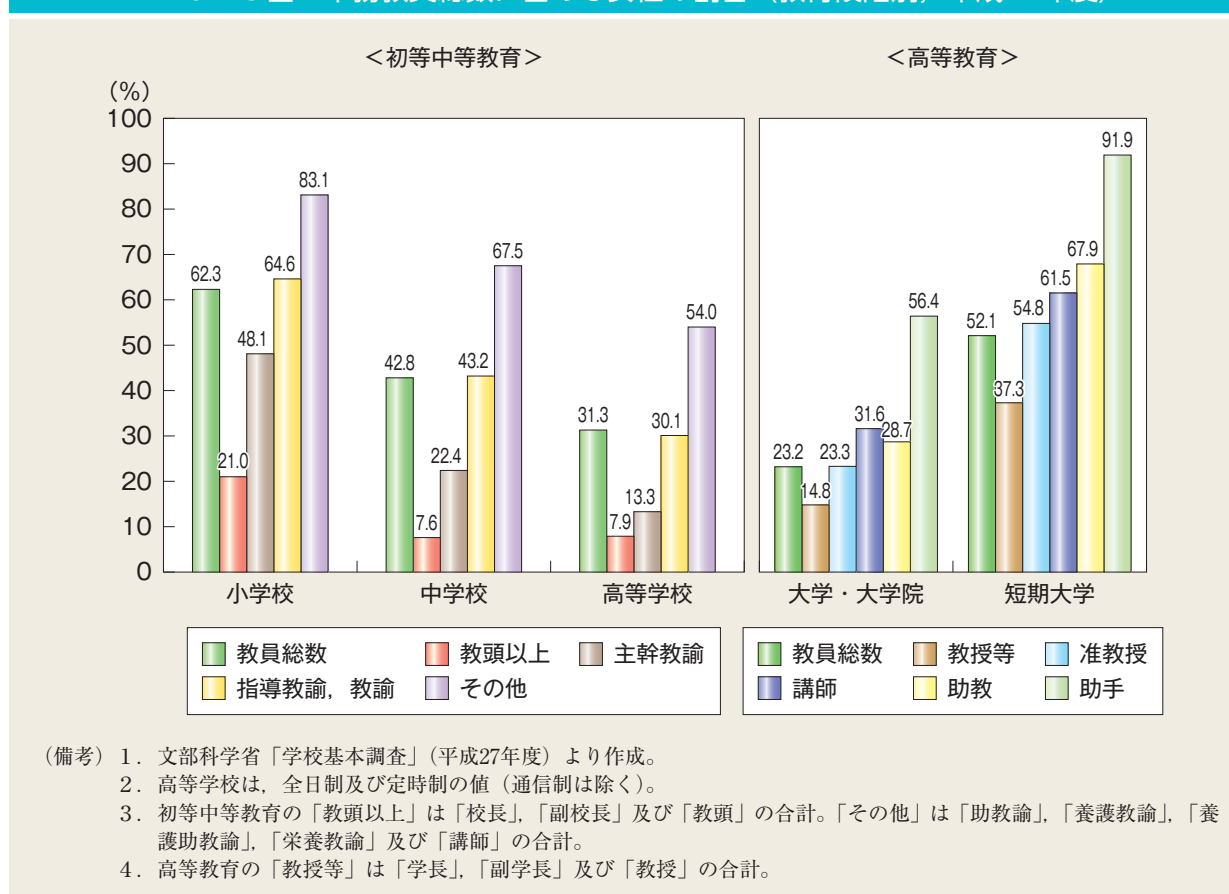
(上位の職で少ない女性教員の割合)

初等中等教育について、平成27年度における女性教員の割合を見ると、小学校では全教員に占める女性の割合が6割以上となっているが、中学校、高等学校と教育段階が上がるにつれて、その割合は低くなっている。また、教頭以上に占める女性の割合は上昇傾向にあ

るものの、教諭に比べると依然として低い。

さらに、平成27年度における大学及び大学院、短期大学の全教員に占める女性の割合を見ると、短期大学では52.1%であるが、大学及び大学院では23.2%にとどまっており、特に教授等に占める女性の割合が低い（I-6-5図）。

I-6-5図 本務教員総数に占める女性の割合（教育段階別、平成27年度）



第2節

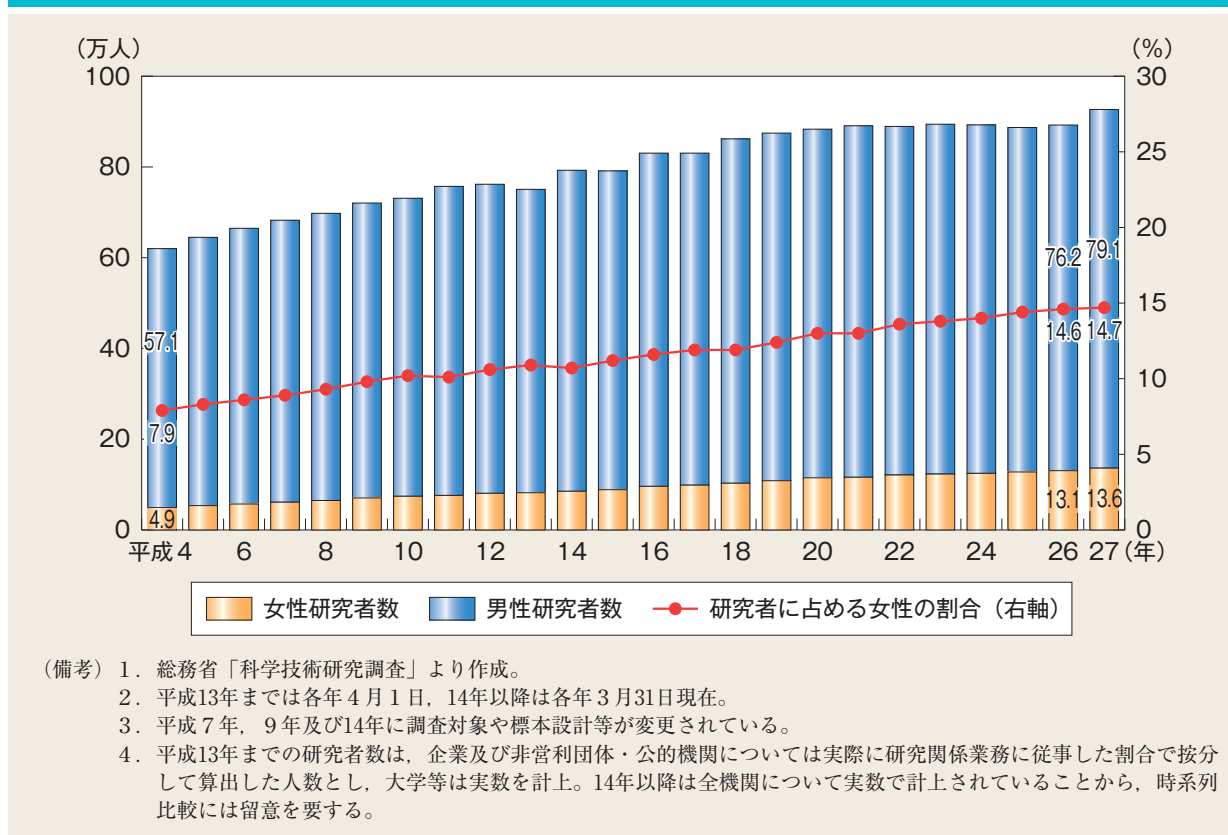
研究分野における
男女共同参画

(女性研究者の割合)

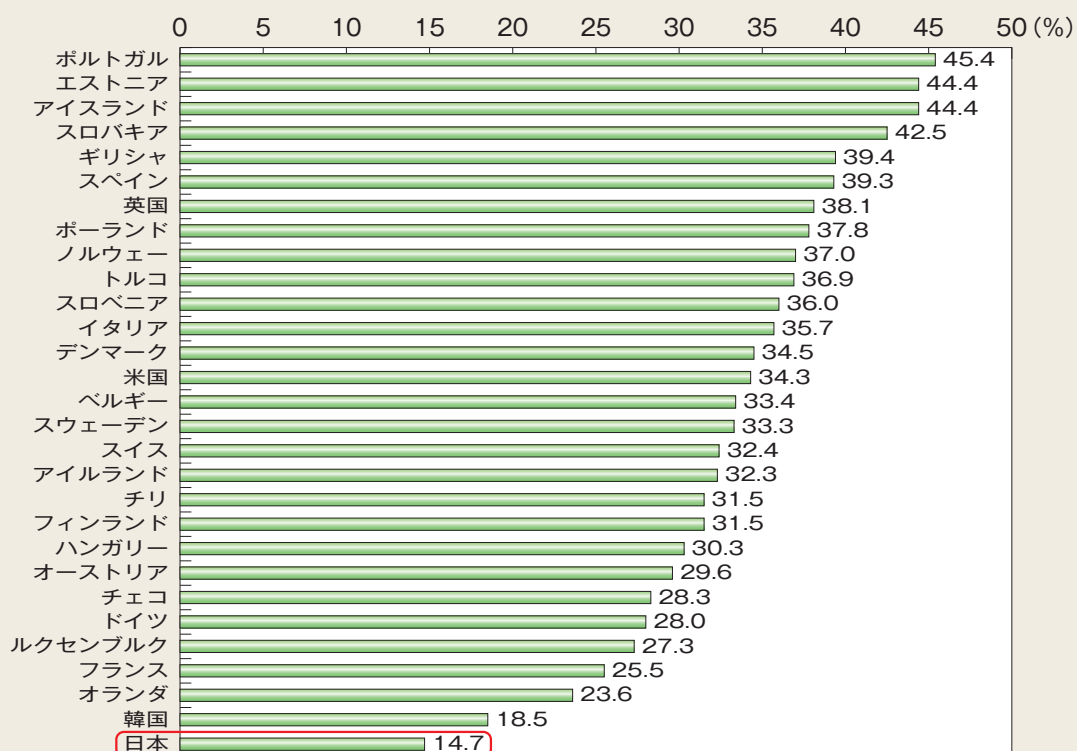
我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかな上昇傾向にあるが、平成27年3月31日現在で14.7%にとどまっており、諸外国と比べて低い（I-6-6, 7図）。

研究者に占める女性の割合を所属機関別に諸外国と比較すると、我が国は企業・非営利団体、公的機関及び大学等のいずれにおいても、女性の割合が低く、特に企業・非営利団体で低い（8.2%）ことがわかる（I-6-8図）。

I-6-6図 女性研究者数及び研究者に占める女性の割合の推移

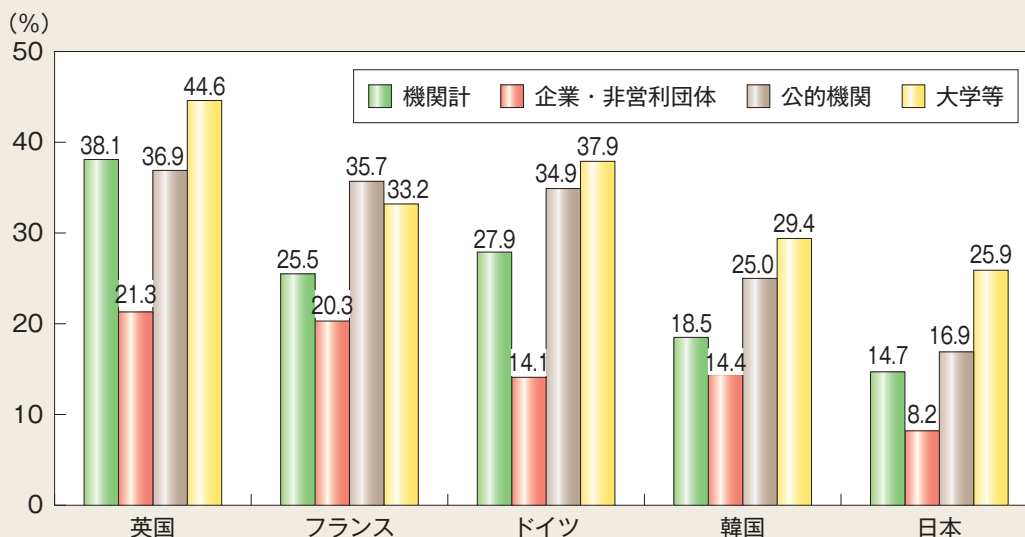


I-6-7図 研究者に占める女性の割合の国際比較



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(平成27年), OECD“Main Science and Technology Indicators”, 米国国立科学財団(National Science Foundation: NSF)“Science and Engineering Indicators 2016”より作成。
 2. 日本の数値は, 2015(平成27)年3月31日現在の値。スロバキア, トルコ, チリ及び韓国は2014(平成26)年値, スイスは2012(平成24)年値, その他の国は2013(平成25)年値。推定値及び暫定値を含む。
 3. 米国の数値は, 雇用されている科学者(Scientists)における女性の割合(人文科学の一部及び社会科学を含む。), 技術者(Engineers)を含んだ場合, 全体に占める女性科学者・技術者割合は29.0%。

I-6-8図 所属機関別研究者に占める女性の割合(国際比較)



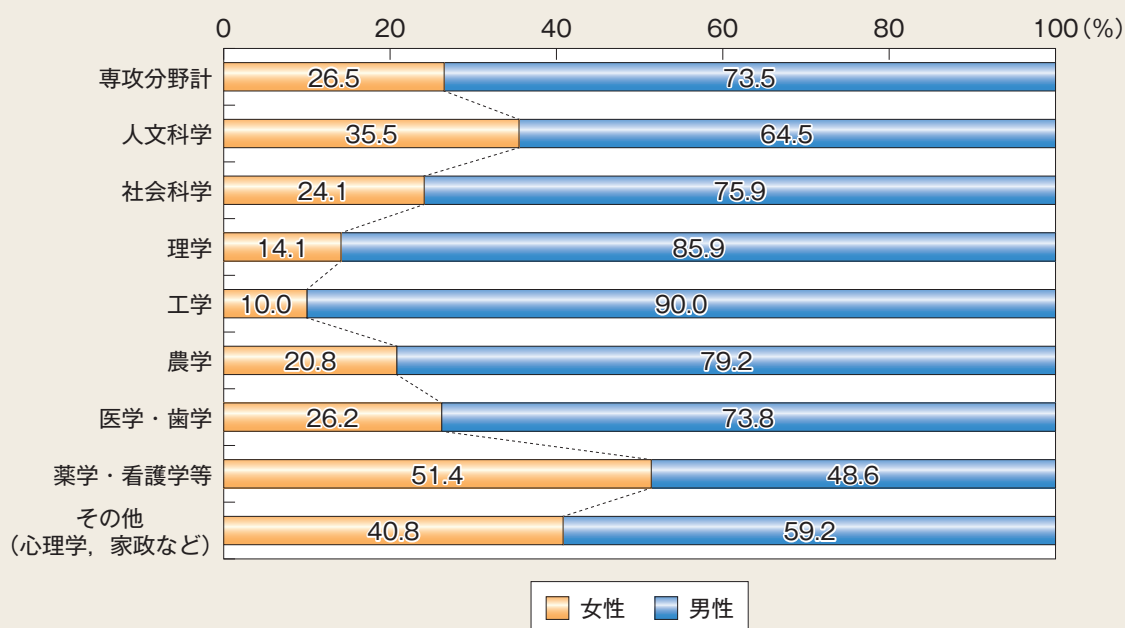
- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(平成27年), OECD“Research and Development Statistics”より作成。
 2. 日本の値は2015(平成27)年3月31日現在の値。韓国は2014(平成26)年の値, その他は2013(平成25)年の値。

(女性研究者の専攻分野)

専門分野別に大学等の研究本務者に占める女性の割合を見ると、平成27年は、薬学・看護学等の分野では女性が半数以上を占める一方、工学分野は10.0%、理学分野は14.1%にとどまっている（I-6-9図）。

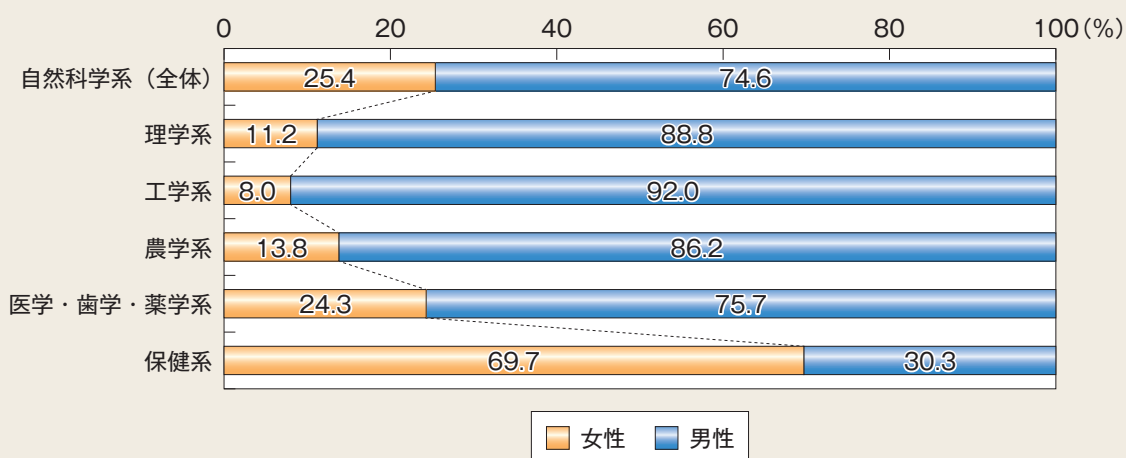
また、平成24年の研究者の採用に占める女性の割合を見ると、自然科学系全体で25.4%にとどまっている。専門分野別に見ると、保健系で69.7%である一方、工学、理学及び農学分野において15%を下回っている（I-6-10図）。

I-6-9図 専攻分野別に見た大学等の研究本務者の男女別割合（平成27年）



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(平成27年)より作成。
 2. 「大学等」は、大学の学部(大学院の研究科を含む)、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所及び大学共同利用機関等。
 3. 平成27年3月31日現在。

I-6-10図 自然科学系研究者の採用における男女別割合（平成24年）



(備考) 文部科学省資料より作成。

本章のポイント

第1節 地域・農山漁村における男女共同参画

- 平成27年の市区町村における男女共同参画計画の策定率は73.3%。市区の策定率は97.0%である一方、町村の策定率は52.6%で約半数が未策定。
- 農山漁村においては、農業就業人口の約半数を女性が占める。
- 平成26年度において農業委員に占める女性の割合は7.3%、27年度において農業協同組合の役員に占める女性の割合は7.2%と、年々上昇している。

第2節 防災・復興における男女共同参画

- 都道府県防災会議の委員における女性の割合は増加傾向にあり、平成27年4月現在13.2%。
- 市区町村防災会議の委員に占める女性の割合は、平成27年4月現在7.7%。女性委員のいない防災会議は全体の約3割。そのうちの8割以上が町村の防災会議。
- 消防吏員に占める女性の割合は平成27年4月現在で2.4%。約4割の消防本部で女性の消防吏員がいない。
- 消防団員に占める女性の割合は年々上昇し、平成27年4月現在で2.6%。また、女性消防団員がいない消防団数は年々減少しており、同月現在で788（消防団数の35.7%）。

第1節

地域・農山漁村における
男女共同参画(地方公共団体における男女共同参画計画の
策定状況)

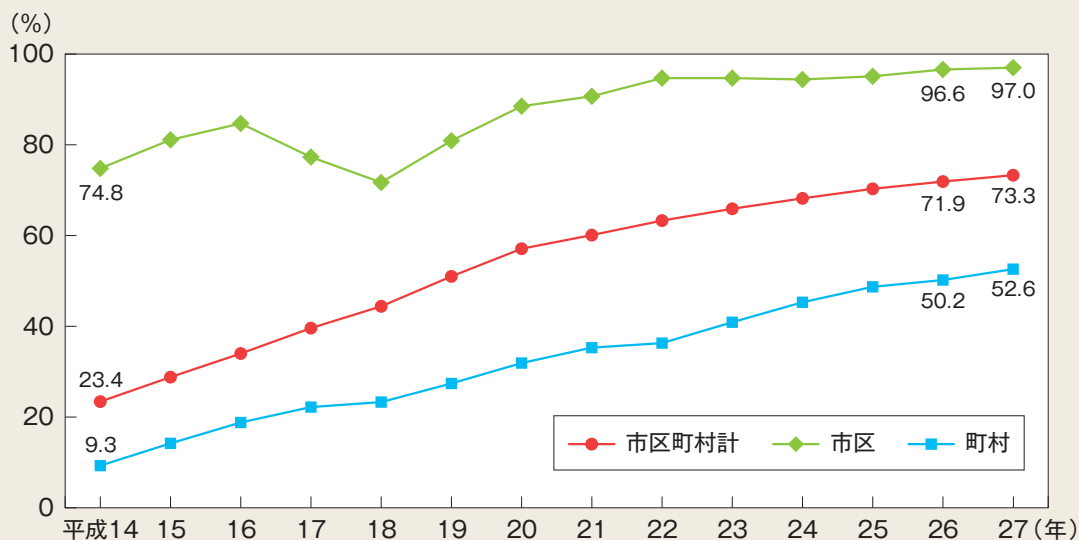
男女共同参画社会基本法第14条では、地方公共団体に対し、男女共同参画計画を策定することを求めている（都道府県は義務，市区町村は努力義務）。市区町村計の計画策定率は、平成14年以降一貫して上昇しており、27年4月1日現在73.3%（前年比1.4%ポイント増）となっている。しかし、市区の策定率が

97.0%である一方、町村の策定率は52.6%と、いまだ約半数が策定していない（I-7-1図）。

(自治会長及びPTA会長に占める女性の割合)

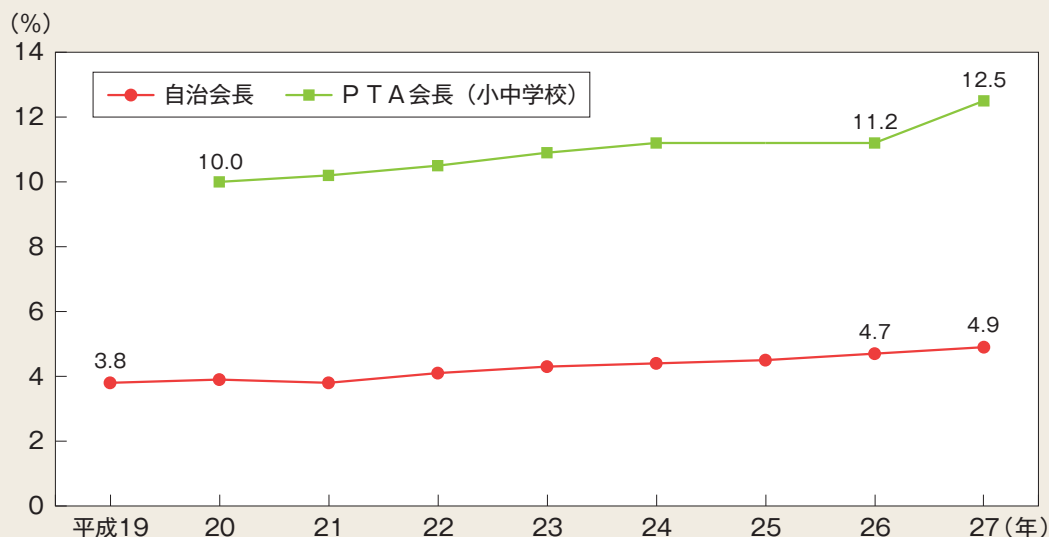
自治会長に占める女性の割合は、平成27年4月1日現在で4.9%（前年比0.2%ポイント増）となっている。また、PTA会長（小中学校）に占める女性の割合は、27年9月現在で12.5%（同1.3%ポイント増）となっており、いずれも上昇傾向にある（I-7-2図）。

I-7-1 図 市区町村における男女共同参画計画策定割合の推移



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。平成15年までは各年3月31日現在、16年以降は原則として各年4月1日現在。
2. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、24年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。
3. 市区には、政令指定都市を含む。

I-7-2 図 自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 自治会長は、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、PTA会長（小中学校）は内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より作成。
2. 自治会長は、原則各年4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。PTA会長（小中学校）は、各年9月現在。
3. 自治会長については、回答のあった地方公共団体のうち、男女別の人数を把握できた団体のみを集計。
4. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、24年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。

(農山漁村における女性の参画)

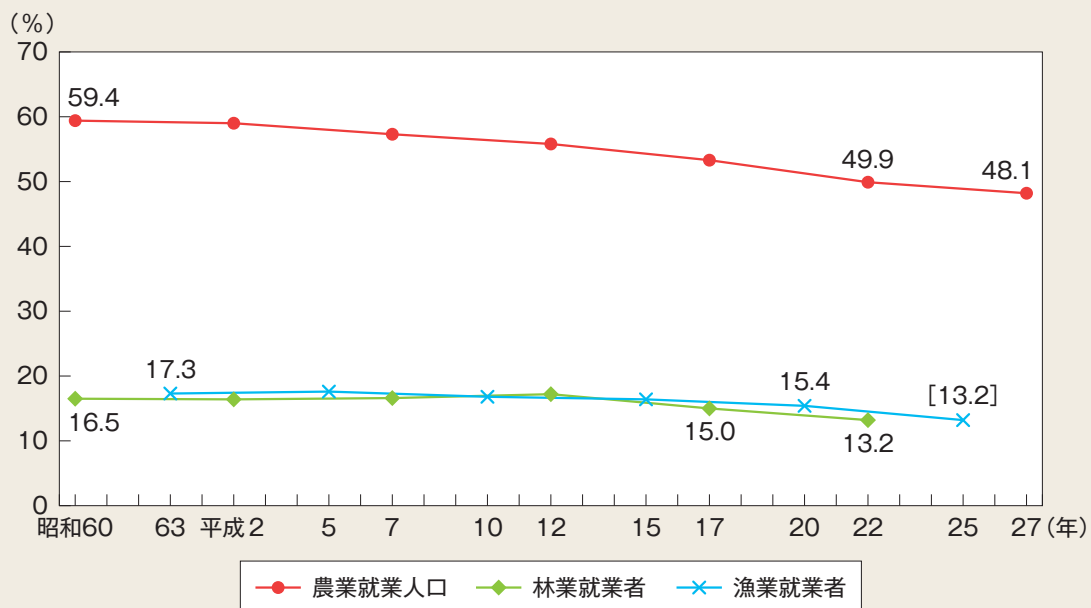
農林水産省「農林業センサス」によると、農業就業人口は平成27年2月1日現在⁶で約210万人であり、そのうち女性の割合は48.1%で約半数を占めており、農業の担い手として、女性は重要な役割を果たしている（I-7-3図）。

また、平成26年度における農業委員会に占める女性の割合は7.3%（前年比1.0%ポイン

ト増）、27年度における農業協同組合の役員に占める女性の割合は7.2%（同0.3%ポイント増）となっており、年々上昇している。

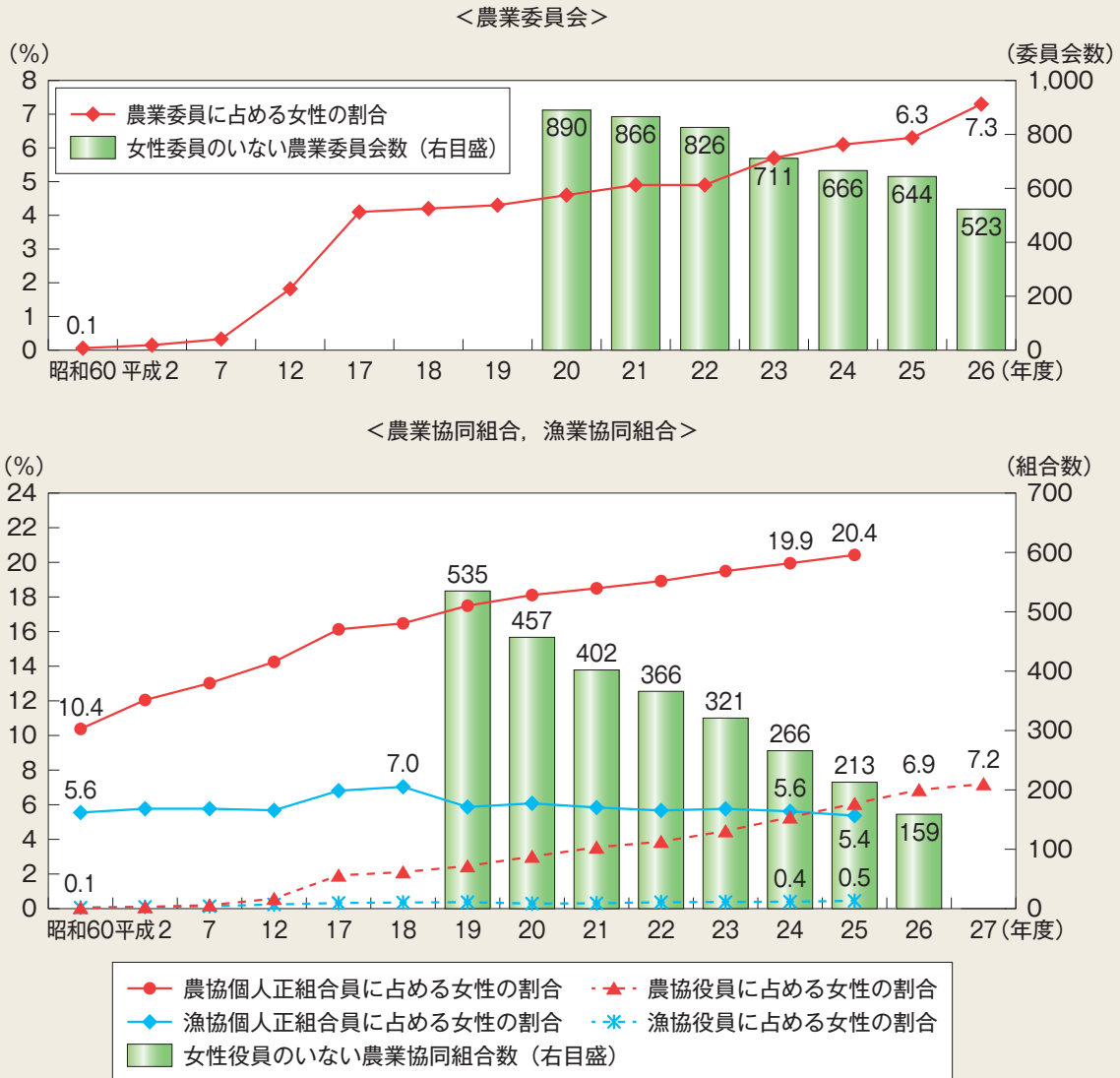
しかし、平成25年度における漁業協同組合の個人正組合員に占める女性の割合は5.4%（前年度比0.2%ポイント減）、漁業協同組合の役員に占める女性の割合は0.5%（同0.1%ポイント増）と、農業協同組合よりも低い水準にある（I-7-4図）。

I-7-3図 農林漁業就業者に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 「農業就業人口」は農林水産省「農林業センサス」, 「林業就業者」は総務省「国勢調査」及び「漁業就業者」は農林水産省「漁業センサス」より作成。
2. 「農業就業人口」とは、15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に農業のみに従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い者（昭和60年及び平成2年は16歳以上）。また、「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に自営漁業又は漁業雇われて海上作業に年間30日以上従事した者。
3. 「農業就業人口」の平成27年値は、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（26年4月1日時点の避難指示区域である、福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域。）を除く。
4. 「漁業就業者数」は、平成15年までは沿海市町村に居住する者のみ。20年以降は、雇われ先が沿海市町村の漁業経営体であれば、非沿海市町村に居住していても「漁業就業者」に含む。なお、25年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。
5. 平成19年の「日本標準産業分類」の改訂により、22年の「林業就業者」は、17年以前の値と必ずしも連続していない。

⁶ 東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点の避難指示区域である、福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域。）を除く。



- (備考) 1. 農林水産省資料より作成。ただし、平成26年度値及び27年度値はJ A全中調べによる。
 2. 農業委員とは、市町村の独立行政委員会である農業委員会の委員であり、選挙による委員と選任による委員からなる。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地の利用集積、耕作放棄地の解消等の業務を行っている。
 3. 農業委員については、各年10月1日現在。ただし、昭和60年度は8月1日現在。
 4. 女性委員のいない農業委員会数は平成20年度からの調査。
 5. 農業協同組合については、各事業年度末（農業協同組合により4月末～3月末）現在。
 6. 漁業協同組合については、各事業年度末（漁業協同組合により4月末～3月末）現在。
 7. 漁業協同組合は、沿海地区出資漁業協同組合の値。

第2節 防災・復興における男女共同参画

(防災会議の委員に占める女性の割合)

地方公共団体の防災会議の委員に占める女性の割合は、平成27年4月1日現在、都道府県防災会議が13.2%（前年比1.1%ポイント増）、市区町村防災会議が7.7%（同0.6%ポイ

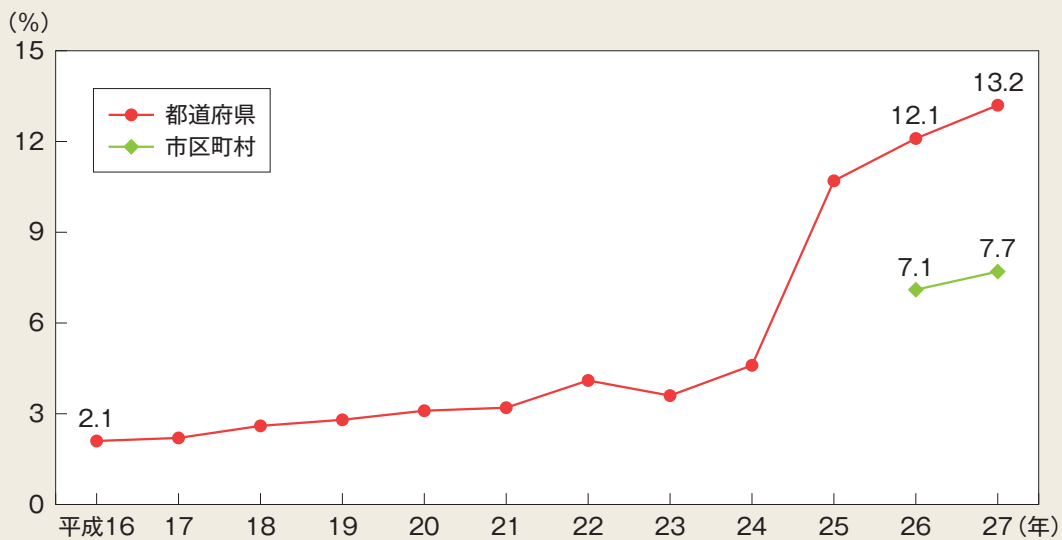
ント増）といずれも上昇傾向にある。

都道府県防災会議では、女性委員のいない会議数が平成25年に初めてゼロとなった。一方、市区町村防災会議のうち女性委員のいない会議数は、27年は471（同会議総数の28.6%）となっており、そのうち町村の防災会議が405と8割以上を占めている（I-7-5図、6表）。

都道府県防災会議では、平成24年6月の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」（同法第15条第5項第8号）を委員に任命することが可能となったため、この規定を活用し、女性委員の割合を高

めた都道府県が多い。都道府県によっては、知事が庁内の職員から委員を任命する際に女性を積極的に登用したり、指定公共機関や指定地方公共機関に対し役職を問わず女性の推薦を依頼するなど、女性委員の割合を高める工夫を行っている。

I-7-5 図 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



<参考：委員に占める女性の割合階級別防災会議の数及び割合（平成27年）>

	防災会議 合計	防災会議の委員に占める女性の割合							女性の割合 の平均 (%)
		0% (いない)	1~5% 未満	5~10% 未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40% 以上	
都道府県 (会議数) (%)	47 100.0	0 0.0	6 12.8	14 29.8	22 46.8	1 2.1	2 4.3	2 4.3	13.2
市区町村 (会議数) (%)	1,644 100.0	471 28.6	262 15.9	447 27.2	383 23.3	67 4.1	10 0.6	4 0.2	7.7
市 区 (会議数) (%)	797 100.0	66 8.3	144 18.1	259 32.5	267 33.5	49 6.1	8 1.0	4 0.5	9.5
うち 政令指定都市 (会議数) (%)	20 100.0	0 0.0	1 5.0	10 50.0	7 35.0	0 0.0	1 5.0	1 5.0	12.9
うち 政令指定都市以外 (会議数) (%)	777 100.0	66 8.5	143 18.4	249 32.0	260 33.5	49 6.3	7 0.9	3 0.4	9.4
町 村 (会議数) (%)	847 100.0	405 47.8	118 13.9	188 22.2	116 13.7	18 2.1	2 0.2	0 0.0	4.4

- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成。
 2. 原則として各年4月1日現在。
 3. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、24年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。
 4. 平成27年の市区町村防災会議は、全国の市区町村1,741団体を対象に調査を実施し、無回答及び総委員数がゼロと回答した97団体を除く1,644団体により集計。「政令指定都市以外の市区」には特別区を含む。

I-7-6表 地方防災会議の委員に占める女性の割合及び女性委員がない市区町村防災会議数（都道府県別，平成27年）

都道府県名	都道府県防災会議		市区町村防災会議			
	委員に占める女性の割合（％）		平成27年		（参考）平成26年	
	平成27年	（参考） 平成26年	委員に占める 女性の割合 （％）	女性委員が いない防災会議数 /総防災会議数	委員に占める 女性の割合 （％）	女性委員が いない防災会議数 /総防災会議数
北海道	7.7	6.2	3.2	100 / 167	3.0	111 / 170
青森県	15.8	17.2	4.3	19 / 36	4.0	18 / 37
岩手県	15.1	9.0	5.8	9 / 30	4.7	11 / 31
宮城県	9.4	9.4	6.4	11 / 35	5.7	13 / 35
秋田県	8.3	8.6	9.1	8 / 25	6.8	14 / 24
山形県	15.3	11.9	5.6	8 / 33	5.8	9 / 31
福島県	11.8	11.8	4.4	28 / 48	4.7	22 / 40
茨城県	11.8	10.0	6.2	10 / 42	6.4	5 / 41
栃木県	7.5	7.7	7.6	6 / 23	6.4	7 / 25
群馬県	10.6	8.3	7.0	6 / 23	5.9	7 / 22
埼玉県	8.7	5.8	8.8	4 / 63	7.7	8 / 63
千葉県	14.8	3.8	10.0	6 / 47	9.1	10 / 48
東京都	3.0	3.0	11.9	7 / 60	11.1	3 / 53
神奈川県	12.7	14.8	8.5	6 / 32	8.0	6 / 32
新潟県	25.0	24.3	5.4	10 / 29	5.6	11 / 30
富山県	13.8	14.1	4.6	4 / 15	4.4	5 / 15
石川県	9.1	9.2	5.6	6 / 19	6.4	6 / 19
福井県	3.6	3.6	8.4	2 / 16	7.6	2 / 16
山梨県	4.9	4.9	8.1	7 / 25	7.6	5 / 21
長野県	9.4	8.2	7.0	32 / 77	7.6	30 / 77
岐阜県	18.0	11.7	6.6	13 / 42	5.7	15 / 42
静岡県	7.3	7.3	7.0	8 / 35	6.8	8 / 34
愛知県	2.7	4.1	9.2	7 / 54	9.0	9 / 54
三重県	9.3	11.3	7.8	4 / 28	6.7	5 / 25
滋賀県	11.7	15.0	10.7	2 / 19	11.0	2 / 19
京都府	13.8	16.4	8.2	4 / 26	7.9	5 / 26
大阪府	6.8	3.6	10.6	4 / 42	9.6	6 / 40
兵庫県	10.9	10.9	9.3	6 / 41	7.7	6 / 41
奈良県	13.3	16.7	9.1	12 / 38	6.8	16 / 36
和歌山県	3.9	3.9	8.8	12 / 30	7.2	12 / 27
鳥取県	43.3	40.3	12.7	4 / 17	13.5	4 / 16
島根県	35.2	25.4	6.3	3 / 19	5.9	5 / 19
岡山県	14.3	12.7	15.3	6 / 26	16.8	5 / 25
広島県	3.4	1.7	7.2	4 / 23	6.5	6 / 23
山口県	12.5	10.7	10.8	4 / 19	9.6	6 / 19
徳島県	40.3	40.6	5.6	8 / 24	4.8	9 / 24
香川県	12.7	10.9	8.2	2 / 16	7.2	4 / 16
愛媛県	8.5	8.6	5.2	9 / 20	3.7	8 / 19
高知県	14.0	12.3	9.0	4 / 32	8.6	9 / 32
福岡県	10.2	10.2	13.4	11 / 54	12.8	13 / 55
佐賀県	33.8	29.4	9.7	6 / 19	8.7	4 / 19
長崎県	10.6	12.1	5.8	5 / 20	5.0	6 / 21
熊本県	10.7	3.7	7.3	5 / 45	5.9	6 / 45
大分県	8.0	10.2	7.2	2 / 18	6.3	5 / 18
宮崎県	9.4	9.4	5.7	7 / 24	4.9	9 / 23
鹿児島県	8.3	8.3	4.4	20 / 38	4.5	17 / 35
沖縄県	13.0	12.7	8.0	10 / 30	6.5	12 / 30
計	13.2	12.1	7.7	471 / 1,644	7.1	515 / 1,613

- （備考）1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成。
2. 原則として4月1日現在。
3. 市区町村防災会議は全国の市区町村1,741団体を対象に調査を実施し、平成27年は無回答及び総委員数がゼロと回答した97団体を除く1,644団体、26年は無回答及び総委員数がゼロと回答した128団体を除く1,613団体により集計。

(防災の現場における男女共同参画)

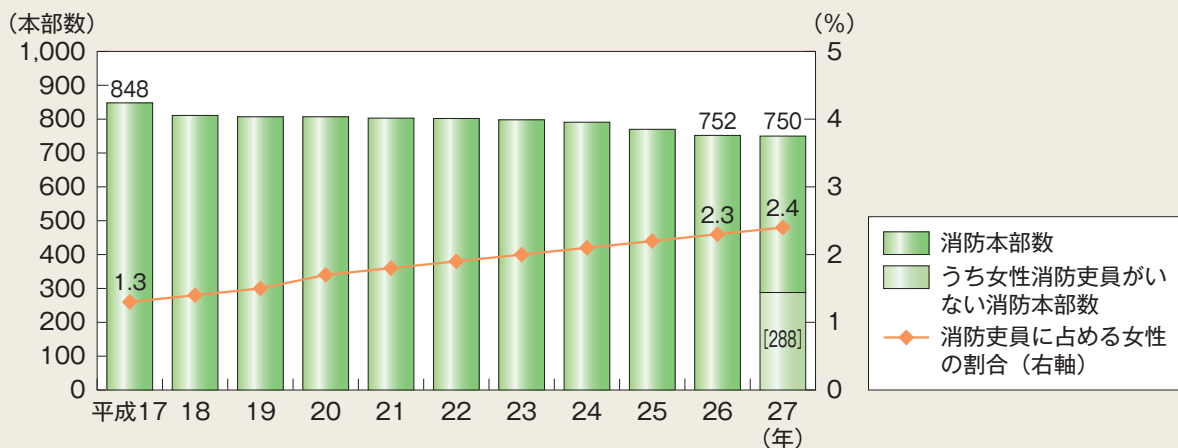
消防吏員に占める女性の割合は、平成27年4月1日現在で2.4%、女性消防吏員がいない消防本部数は、同日現在で288となっている（I-7-7図）。

消防団員に占める女性の割合は、平成27年4月1日現在で2.6%であり、消防団員総数が減少する中で、女性の割合は一貫して上昇傾向にある。また、女性消防団員がいない消防団数は年々減少しており、同日現在、788（消防団数の35.7%）となっている（I-7-8図）。

(復興における男女共同参画)

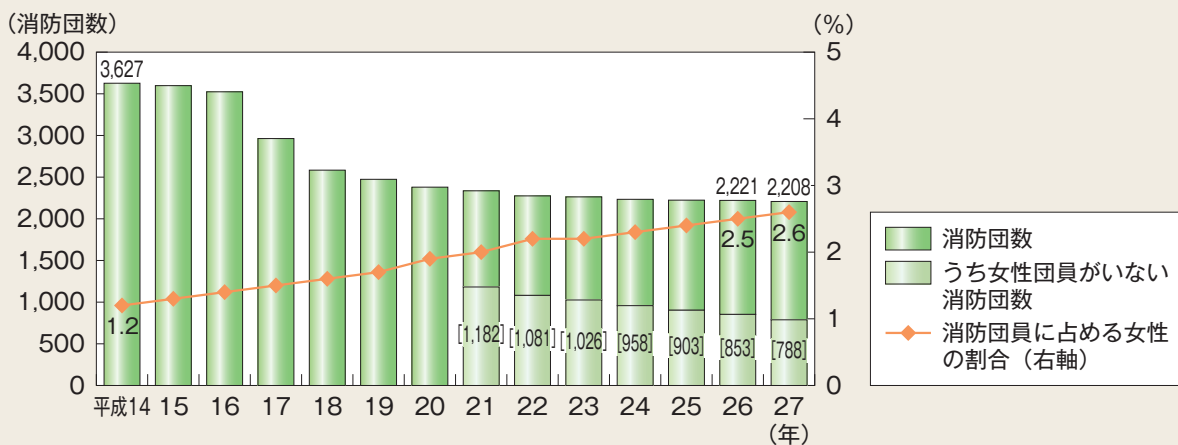
平成23年に発生した東日本大震災からの復興に向けて、被災地方公共団体は、今後の復興の道筋を示す復興計画を策定している。復興庁において岩手県、宮城県、福島県及び同3県の全市町村を対象に復興と男女共同参画等に関する調査を実施したところ、27年度における、復興計画の策定や推進のための委員会等の委員に占める女性の割合は、14.4%となっている。なお、設置された83の委員会等のうち、女性委員がいない委員会等は15となっている（I-7-9表）。

I-7-7図 消防本部数及び消防吏員に占める女性の割合の推移



(備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より作成。
2. 各年4月1日現在。

I-7-8図 消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移



(備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」及び消防庁資料より作成。
2. 原則として各年4月1日現在。
3. 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の値は、前年値（22年4月1日）により集計。

I-7-9表 復興計画の策定や推進のための委員会等の委員に占める女性の割合（平成27年度）

県名	市町村名	委員会等の数		委員数		
		総数	女性委員がいない委員会等の数	総数(人)	うち女性(人)	女性の割合(%)
岩手県	—	4	2	53	17	32.1
	宮古市	1	0	22	3	13.6
	大船渡市	3	0	183	17	9.3
	陸前高田市	3	0	119	11	9.2
	釜石市	2	0	74	18	24.3
	大槌町	1	0	12	4	33.3
	山田町	4	0	88	6	6.8
	岩泉町	2	1	33	2	6.1
	田野畑村	2	0	35	2	5.7
	普代村	1	1	14	0	0.0
	野田村	1	0	25	3	12.0
洋野町	2	1	49	1	2.0	
宮城県	—	1	0	12	1	8.3
	仙台市	2	0	21	4	19.0
	石巻市	2	0	54	9	16.7
	塩竈市	1	1	15	0	0.0
	気仙沼市	3	1	68	5	7.4
	白石市	1	0	18	1	5.6
	名取市	1	0	24	2	8.3
	角田市	1	0	14	2	14.3
	多賀城市	1	0	15	1	6.7
	登米市	2	1	32	6	18.8
	栗原市	1	0	15	4	26.7
	東松島市	3	2	53	5	9.4
	大崎市	2	0	53	5	9.4
	亘理町	2	0	26	5	19.2
	松島町	2	0	29	6	20.7
	七ヶ浜町	1	1	31	0	0.0
	利府町	1	0	15	1	6.7
	富谷町	1	0	9	1	11.1
	女川町	2	0	23	2	8.7
南三陸町	2	1	30	7	23.3	
福島県	—	6	0	105	29	27.6
	須賀川市	1	1	11	0	0.0
	相馬市	2	1	38	1	2.6
	田村市	1	0	19	6	31.6
	南相馬市	1	0	20	4	20.0
	伊達市	1	0	13	2	15.4
	桑折町	1	0	20	7	35.0
	国見町	2	0	36	12	33.3
	大玉村	1	0	18	4	22.2
	鏡石町	2	0	45	14	31.1
	矢吹町	1	0	22	4	18.2
	川内村	1	0	36	3	8.3
	大熊町	1	0	21	4	19.0
	葛尾村	1	0	20	2	10.0
	新地町	3	1	60	9	15.0
合計	83	15	1,748	252	14.4	

<参考>

	委員会等の数		委員数		
	総数	女性委員がいない委員会等の数	総数(人)	うち女性(人)	女性の割合(%)
復興計画策定のための委員会	63	13	1,300	177	13.6
岩手県	17	4	471	46	9.8
宮城県	25	7	391	42	10.7
福島県	21	2	438	89	20.3
推進のための委員会	24	4	518	77	14.9
岩手県	9	1	236	38	16.1
宮城県	9	1	198	26	13.1
福島県	6	2	84	13	15.5

- (備考) 1. 復興庁「復興と男女共同参画等に関する調査報告」(平成27年度)より作成。
2. 調査対象は、岩手県、宮城県、福島県及び同3県下の全市町村のうち、回答のあった87団体。
3. 調査期間は平成27年12月22日から28年1月22日まで。復興計画を策定したと回答した51団体のうち、復興計画の策定に向けた委員会等を設置したと回答のあった47団体、83委員会を掲載。
4. 「復興計画の策定や推進のための委員会等」とは、復興計画の策定に向けた委員会等及び復興計画の策定後に復興計画を円滑に推進し進捗状況を把握するための委員会等をいう。
5. 上の表で市区町村名が「—」欄は県の委員会等の値であり、<参考>の各県の値には県の委員会等の値が含まれる。